

京都大原の山林文書（二） 御入木山代官木村宗右衛門を中心として

田口 標・松下幸司・宇野日出生

京都市左京区大原は、かつて京都へ柴や薪を供給してきた地域の一つとして知られている。しかし、近世及び近世以前の大原の山林管理や林産物の生産販売について、史料、特に村方文書に基づく研究は十分に進んでこなかった。第一報では、近世における木柴の生産及び販売を中心に関連史料の翻刻結果の一部を紹介した。^①

江戸時代の大原郷は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草生、野村、井出の八か村からなっていた。これらの村々の支配仕組みについては全体像がはつきりとはわかっていない。それぞれの村に複数の領主がいたほか、梶井門跡（三千院）や勝林院、来迎院といった寺院も重要な役割を果たしていた。このようななかで、山林に関しては木村宗右衛門が「山奉行」「御入木山代官」という立場で支配してきたことが収集史料からわかってきた。近世初期から中期にかけての京都を中心とする多様な文書を収録した『京都御役所向大概覚書』^③にも、その名前が出てくる。大原を含む数箇所に「御入木山」と称する区域があり、そこから毎年一定の上納を受けてきたものと思われるが、その実態については、

現時点では不明な部分が多い。この第二報では、御入木山代官木村宗右衛門にかかわる文書のうち、山林巡見の様子を示す文書、山林巡見の対象である御用木にかかわる文書、先祖書など木村宗右衛門の家自体にかかわる文書の三点について紹介する。

本報告にて翻刻した文書の出所を示すと、史料一〇、一二、一四は大長瀬町文書、これらを除く史料一―一五は勝林院文書である。また、史料一六―二一は、国立公文書館所蔵のものである。^④これらの史料は、内容により大きく二分される。史料一―一五は山林巡見に関係する文書で、史料一六―二一は木村宗右衛門の家に係る文書である。それぞれについて、年代順に配置した。以下、その内容を簡単に紹介しておきたい。

木村宗右衛門は、御入木山代官として支配地の巡見を行っており、その時の記録が地元に残っている。巡見の際、村々は様々な準備をしなければならない。史料としてまとまって残っているのは文政五年（一八二二）の史料七―九で、これらは「三冊之内」と記され、三冊まとめ一つ史料である。史料七には巡見が行われた前後の出来事が記載されている。この年の巡見は、閏一月

四日、五日に行われている。山奉行より巡見に行きたい旨伝えられ、「一統困窮之事故」延期を申し出たが、「御支配所之事故、一代ニ一度宛ハ御見分在之例格ニ付」是非とも巡見したいと言われ巡見を受け入れている。定期的なものではないが、巡見が行われてきた様子である。史料七には、このような巡見の決定までの経緯と巡見が決まってからの準備作業が記載されている。巡見を受け入れる村々として重要だったのは、木村宗右衛門以下御一行の宿所の手配と食事の準備であったことが伺われる。文政五年（一八二二）の巡見では、梅ヶ畑より出発している。梅ヶ畑も御入木山のある場所であることから、巡見は複数箇所をまとめて行うこともあったようである。大原では宝泉院に二泊しており、寺院は巡見時の宿所の役割も果たしていたことがわかる。

三冊のうち残り二冊であるが、史料八には、巡見の準備に必要とした経費の内訳が細かく記載され、史料九には、巡見対象の御用木が記載されている。

史料八の表紙であるが、「両院、六郷、飛山」役人中と記載されている。両院とは、勝林院、来迎院を指し、六郷とは、勝林院村、来迎院村、大長瀬村、上野村、戸寺村、野村を指すと考えられる。大原八か村のうち草生村と井出村が含まれていないが、このあたりの事情ははっきりしない。また、「飛山」については、現時点では不詳である。史料八の支出一覧には様々な支出内容について、いつ、どの誰に、何の費用として、いくら支払ったかが詳細に示されている。酒代や菓子代を含む飲食全般、宿料、人足料、心

付けなどが含まれている。最後に、総費用一貫四八二文二厘を黒木一万二千把で割り、一把あたりの値が記載されている。なお、ここで黒木一万二千把というのは、大原が納めるべき黒木の総量である。大原全体の黒木上納把数をもとに、村別の負担額が決まっていたのではないかと思われる。

史料九では、巡見にあたり確認した御用木について、場所、樹種、山林の持ち主が記載されている。樹種としては松と杉があげられている。なお、本史料は勝林院文書のため、勝林院関係山分のみが記載されている。文政五年（一八二二）の元の文書では、御用木の内容としては樹種しか記載されていなかったが、同史料には後日挟み込まれたものと想定される紙片があり、そこには一本ごとに枝下高と目通り回りが記載されている。目通り回りの大きさをみると、最も細いもので三尺三寸の杉、最も太いもので一丈二寸五分の杉となっている。直径に換算すると、三〇cmから一二〇cmということになる。挿入紙片の方には檜も含まれている。杉、檜、松といった針葉樹が御用木として巡見の対象となっていたことがわかる。

先に紹介した史料七の最後には、御用木に古木と新木という区分があることが記されている。新木は貞享二年（一六八五）に、古木は寛保元年（一七四一）に定められたとある。文政五年（一八二二）の時点では、古木の場合、指定から一三七七が、新木の場合は、同八一年が経過していることになる。指定時にすでに一定の林齢に達していたであろうことを考慮すると、御用木

の杉や松の林齢は相当高いものであったものと考えられる。史料九には計一〇本の御用木が計上されており、そのうち古木は一本、新木は九本である。

巡見は毎年行われたものではなく、不定期に行われたものと思われる。嘉永七年（一八五四）の巡見については、大長瀬町文書、勝林院文書の双方に関係文書が残っている。史料一二（大長瀬町文書）には、嘉永七年正月の大原巡見全体の行程が御用木と関係付けながら記載されている。大長瀬町内及び勝林院内の御用木については、巡見の前年の嘉永六年（一八五三）に「御用木改帳」がそれぞれ作成されている（大長瀬村が史料一〇、勝林院が史料一一）。巡見の範囲は大長瀬村及び勝林院のみではないことから、他の村々においても同様の「御用木改帳」が作成されたものと考えられるが、現在のところ見つからない。嘉永七年（一八五四）の巡見にあたって要した経費の一覧を示した史料は、大長瀬町文書、勝林院文書の双方に残っていた。いずれも同一の文書からの写しと思われるが、記載内容には若干の差が見られる。勝林院文書には、経費一覧の後に、巡見御一行に提供した食事の献立が記載されていたことから、本報告には勝林院文書の方を掲載した（史料一三）。

巡見がどれほどの頻度で行われていたかを示す史料はないが、史料七からは、「一代ニ一度宛」は巡見したいとの木村宗右衛門側の意向が記載されている。文政五年（一八二二）の史料七の最後に御一行の宿所に関する記述がある。そこには、宝暦五年

（一七五五）には両坊に宿泊、次の寛政年中には善逝院及び小出石村の彦右衛門方に宿泊、そして今回は宝泉院に宿泊と記載されている。少なくとも、宝暦五年（一七五五）と寛政年間（一七八九～一八〇一）にも巡見があったことがわかる。

宝暦五年（一七五五）の巡見については、「山奉行御見廻入用帳」が残っていて、支出一覧がわかる（史料一）。村々の分担額を含め、記載事項は史料八と概ね似たものとなっている。この巡見の際に確認したと思われる御用木のリストはないが、同じ宝暦年間の宝暦十三年（一七六三）に作成された「御運上山御立木覚帳」がある（史料二）。この帳面には、御用木ごとにいつ御用木の指定を受けたかが記載されていて興味深い。貞享年間（一六八四～一六八八）、寛保元年（一七四一年）と記されており、史料七及び史料九の記載内容と符合する。

先に示したように、史料七からは、寛政年間にも巡見があったとされるが、この時期の史料は見あたらない。史料七では言及されていないが、明和年間にも巡見があったものと思われる、明和九年（一七七二）の「小堀木村両役人立合御見分入用帳写」という文書が残っている（史料五）。史料六は同年の御用木帳である。同じ明和年間の御用木関係の文書として、史料三と史料四がある。史料四には四七本にのぼる御用木が、勝林院本堂、実光院、理覚院、宝泉院分として計上されている。

御用木に関する最後の文書と想定されるのは、慶應四年（一八六八）の御用木改帳で、史料一四が大長瀬村、史料一五が

勝林院の分である。

さて、この御入木山代官木村宗右衛門とはどういう人物であろうか。そもそもどういう経緯で、大原等における御入木山支配が行われてきたのであろうか。『京都御役所向大概覚書三』には、「御入木山之義宗右衛門先祖⁶代々支配仕来候、従往古之年数不相知候由」と記されている。いつからかはつきりしないが、代々支配してきたと記されている。

史料一六は、寛政三年（一七九一）の「先祖書」である。⁷この先祖書によると、初代の木村宗右衛門⁸の項目中にすでに御入木山支配について、「古来之通、淀川過書奉行相勤可申旨、過書船上米之儀、為家領被為下置候、且城州・河州⁹而、御代官所木津川筋七ヶ所之上荷船、城州鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畑御入木山支配、前々之通無相違被為仰付之旨、土井大炊頭殿を以被仰渡候、右之前後淀¹⁰而町奉行同様相勤罷在候」との記述が見られる。木村宗右衛門の名前は従来あまり知られてこなかったが、京都にいた幕府役人の人名録である『京都武鑑』には、「過書船支配」あるいは「淀川過書船兼帶御代官」として記録されている。⁹しかし、この先祖書には、木村宗右衛門が淀川過書船支配のみならず、御入木山支配も行ってきたことが記されており注目される。但し、これらの支配が始まった時期や経緯については述べられていない。なお、この文章に該当する時期は明確に示されているわけではないが、前後の記載内容から、元和元年（一六一五）前後のことかと思われる。遅くとも江戸時代の初期には、すでにこの地域での御入木

山支配が始まっていたものと考えられる。

明治時代に入り、木村宗右衛門による御入木山支配は終わることとなる。史料一七～二一は、太政官により収集された「公文祿」に納められている木村宗右衛門関係文書である。史料一七は慶應四年（一八六八）、史料一八～二一は明治二年（一八六九）のものである。史料一七は、大政奉還の翌年三月に木村宗右衛門から出された文書で宛先は記載されていない。「同月廿五日、御取締御役所ニヲイテ、御代官并淀川過書船木津川上荷船御入木山支配共、是迄之通被仰付候旨、御達有之難有仕合奉存候」とあることから、慶應四年一月二五日の時点では、引き続き御入木山支配を任されていたといえる。¹⁰

本報告では、大原の御入木山代官木村宗右衛門の巡見を中心に史料の翻刻を行った。御入木山の台帳に相当する文書の翻刻、御用木に関する分析については稿を改めて公表する予定である。そもそも御入木山とは一体何を意味するのか、御入木山代官の職務とは一体何かといった基本的な事柄については、依然不明な部分が多いといえる。これらの解明については、今後の課題である。京都大原及びその周辺地域の山林管理、林産物の生産・販売に関する文書の収集及び翻刻を今後も継続していきたいと考えている。

謝辞

勝林院文書の使用については、宝泉院代表役員 藤井宏全氏の快諾を得た。また、国立公文書館所蔵史料の使用についても同館

の承諾を得た。史料の翻刻にあたっては、大原古文書研究会の上田寿一氏、下村千恵子氏、山室莊一氏にお世話になった。上田氏には、史料の提供面においても大変お世話になった。以上の皆様に厚く御礼申し上げる。なお、史料七は、大原古文書研究会『会報』第四八号（二〇〇八年一月発行）及び第四九号（二〇〇九年一月発行）に掲載したものを一部修正したものである。

注

- (1) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（一）」『生物資源経済研究』第一三三号、一一二―一二四頁、二〇〇八年。
- (2) 翻刻史料では、木村宗右衛門（史料二、三、六、七、九、一二、一三、一六、二一）、木村惣右衛門（史料一六）、木村宗左衛門（史料一三）、木村惣左衛門（史料一〇、一一、一五）、木村富五郎（史料八）という名が出てくるが、本報告での記述は木村宗右衛門で統一した。
- (3) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書 上下巻』清文堂、一九七三年。史料一八―二二は、国立公文書館蔵「公文録」より。
- (4) 前掲注3に含まれる「京都御役所向大概覚書三」には、「山城所々御入木山御運上之事」（三一五―三七頁）というのがあり、北大原の運上分として黒木一万二千把が記載されている。区域は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、同寺中、勝林院村、同寺中、小出石村となっており、大原八か村とは異なっている。同文書から、北大原のほかに、梅ヶ畑、鹿ヶ谷にも御入木山があったことがわかる。
- (5) 前掲注3の三一七頁。
- (6) 国立公文書館所蔵「家伝木村宗右衛門先祖書」の翻刻にあたり、「〇中略」（付箋）より「コ、マテ略ス」（付箋）までの約三丁分については、文中挿図をそのまま転載した。なお、原史料の挿図は彩色画である。当該箇所に記載されていた文字のみを示すと下記の通りである。』は、原文の改頁を示す。

御具足写、御紋金粉、金焼附」御胴丸、水牛、御紋金粉、黒天鷲絨、金粉、金箔」金箔、水牛、金箔、同、水牛、紺繻子、水牛、水牛」拝領之節者御家地紺繻子御紋金粉ニ御座候所、父宗右衛門芳経修履仕候節、晒布ニ取替御紋金箔ニ仕候」紺繻子、金箔」御替御兜、御紋金箔、御刀、無銘信国、長サ式尺三寸毫歩、中心四寸九歩」但御白鞘ニ信国与有之、史料一六では、木村宗右衛門勝正から記述が始まっている。『新訂寛政重修諸家譜第七』（続群書類従完成会、二九四―二九六頁、一九六五年）に掲載されている木村氏の項には、勝正の前に勝重の項目があり、「豊臣太閤につかへ、河村與惣右衛門某とおなじく入木山及び過書船を支配」と記載されている。この記述からは、御入木山へのかかわりは江戸時代以前にさかのぼるものと考えられる。

- (9) 『京都武鑑（上下）』（京都市歴史資料館、二〇〇三年・二〇〇四年）に掲載されている六三文書すべてに、木村宗右衛門、木村宗左衛門、木村惣左衛門、木村惣右衛門のいずれかの名前がある。

- (10) 大原とならび御入木山があった梅ヶ畑市ノ瀬村の文書「明治貳年巳六月御入木御用木御改メ帳」（市ノ瀬村共有文書、京都市歴史資料館写真帳）をみると、明治二年六月時点で「木村宗右衛門御役所」あてに御用木改を提出している。この時点では木村宗右衛門による御入木山支配が続いていたものと推定される。但し、同文書の末尾には、「右者木村惣右衛門様山御代官之儀、此度御免ニ相成候ニ付、持山根帳并ニ御用木帳等、村方之控帳と引合し致し、右帳面之通り京都府御役所江木村宗右衛門様御引渡しニ相成候」と加筆されている。この加筆部分に年号の記載がないため、これがいつの時点のことかは不明である。

凡例

一、翻字にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則にしたがった。

- (1) 原則として、現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおしたが、合字の「**ぶ**」はそのまま使用した。

- (2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また、読点は筆者が適宜補った。
 (3) 抹消は抹消記号「ゝ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。
 (4) 漢字二文字以上の疊字は「くく」をそのまま使用した。
 (5) 虫欠損等による不可読文字は、字数を推して「□」「□」「□」であらわした。
 (6) 筆者による注記は、文字注を「(」に、説明注を「(」で示した。
 一、文章の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、印刷の都合により改めたものもある。

(田口 標 京都大学農学研究科生物資源經濟学専攻
 松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻
 宇野日出生 京都市歴史資料館

(受理日二〇〇九年一月十三日)

【二】宝暦五年山奉行御見廻入用帳

〔表紙〕
 宝暦五年

山奉行御見廻入用帳

亥十月廿一日

勝林院寺中控

覚

一、御見廻ニ付飛脚代 貳百五十文

一、同被召出候節 日代四人前 弥次右衛門
 〆拾貳匁 沢右衛門

一、大長瀬村ニ而寄会入用 四百五十文

一、御見廻之儀ニ付春迄御免御願出京 拾貳匁四人前 三郎左衛門
 〆 甚助

一、飛脚代 貳百五十文 外ニひきやく飯代 三拾貳文

一、来迎院寄会入用 四百五十文
 一、買物之義ニ付出京 日代六匁 為右衛門

一、御迎ニ被参候節 日代四人前 為右衛門
 〆拾貳匁 甚兵衛

一、御迎人足飯代 笹屋 善五郎
 壹貫七百六拾四文、但シ人足 十六人前
 一、御宿代 八拾六匁 南之坊
 一、上諸白五升 代八拾七文 八百七拾七文
 一、並酒壹斗三升 代壹貫三百文 山形屋 六右衛門
 一、酒三升 代三百三十文 来迎院 源右衛門
 一、上白米五斗 代三貫七百文 戸寺村 弥次右衛門
 一、上夜着四流、壹ツニ付代百文宛 二日分八百文
 一、中夜着九流、壹ツニ付四拾五文宛 二日分八百文
 丸屋 七兵衛
 貳口、壹貫六百四拾貳文
 一、貳百七拾貳文 油壹升
 一、九拾文 豆腐十丁
 一、百八拾四文 同貳十丁
 一、四拾貳文 人足汁七膳
 一、四拾文 餅八ツ、人足
 一、四拾文 食四膳、人足
 一、拾文 餅貳ツ

一、廿貳文 酒代汁壹膳
 一、百文 飯汁六膳
 一、百文 茶代 〔瀬〕
 八勢出 長左衛門
 〆九百拾四文
 一、七拾貳文 油三合
 一、貳百五拾五文 餅
 一、百拾文 酒肴 〔灯心〕
 一、十文 とうしめ
 一、百文 茶代
 〆五百五拾壹文
 山端 平八
 一、四拾文 杉原紙拾枚
 一、三拾六文 半紙三枚
 一、四百文 式十目掛
 一、百五十文 蠟燭拾丁
 一、六拾文 十五匁がけ五丁
 一、四拾五文 たはこ代
 一、六十文 草履五足
 〆七百三文
 多葉粉代
 松屋 善兵衛
 一、三百四文 花尻諸人用
 一、貳百文 茶代

〆五百四文

一、貳百拾壹文

人足酒代

小出石村長四郎

一、貳百廿八文

上野村

為右衛門

右八昼飯之義ニ付色々間違有之ニ付入用

一、上茶半斤 代百廿四文

上野村

為右衛門

一、拾八匁壹分

菓子代為右衛門承

こひ屋

伝兵衛

一、七百五拾文

小出石村殿様御休足酒代

権右衛門

一、殿様御見送日代

権右衛門

三郎左衛門

甚助

寺中貳人

為右衛門

弥次右衛門

沢右衛門

甚兵衛

庄左衛門

〆〆〆

日代〆貳十七匁

一、三匁 梅ヶ畑へ遣シ候日代

庄左衛門

一、貳百文

人足代

小助

一、三百拾文 人足十六人

北野ニ而

酒代

一、御札ニ而出京仕候日代

寺中貳人

弥次右衛門

為右衛門

甚兵衛

甚助

三郎左衛門

権右衛門

沢右衛門

日代〆五十四匁

一、貳百文

駕籠代

来迎院村

甚助

一、三拾壹匁

乗物廻日代

一、拾貫五百四拾六文

青物代

一、五拾七匁八分

料理人手間代

道具借り代御札

一、酒貳升 代貳百貳十文

甚助

一、百文 急用ニ付大原中廻リ人足

与市

一、炭貳俵 代三百廿六文

小出石村

権右衛門

一、三百五十文

四拾〆

松割木代

一、百七拾貳文

芝式拾〆

一、貳百文

青物駄賃急用

為右衛門

一、六拾文 小出石村ニ而寄合之節、紙代

銀ノ三百拾八匁九分

錢ノ貳拾七貫八百三拾貳文

此銀三百八十九匁六分九厘

貳口ノ七百八匁五分五リ

壹万貳千把ニ割、拾把ニ付五分九リ

壹毛
ノ七百九匁三分六厘

一、貳千七百貳拾壹把五歩四厘 勝林院村

此銀百六拾目八分七厘

一、貳千六百三拾八把八歩四厘 来迎院村

此銀百五拾五匁四分

一、九百四十九把半 来迎院寺中

此銀五十六匁壹分四厘

一、九百九拾六把九歩 勝林院寺中

此銀五十八匁九分五リ

一、七百八拾九把三歩 大長瀬村

此銀四拾六匁七分三厘

一、千五百九十八把貳歩貳厘 上野村

此銀九拾四匁五分

一、六百拾五把六歩 戸寺村

銀三拾六匁四分

一、千貳拾貳把七歩 小出石村

此銀六拾目七分

一、六百七拾六把三歩 飛山

此銀三十九匁六分九リ

一、三匁 小出石村寄合掛リ 勝林院寺中

一、百文 上野村ニ而寄合掛リ 同寺中

一、 六郷飛山ノ殿様江之札銀

一、金貳百匹 殿様江

一、金百匹 藤左衛門方へ

一、ノ銀貳両 彦左衛門方へ

一、銀三匁 物書へ

一、貳百文 門番へ

〔二〕宝曆十三年御運上山御立木覚帳

〔表紙〕
「宝曆十三癸未年

御運上山御立木覚帳

七月 山城国北大原 勝林院内

右之通差出候留メ

御運上山御立木覚

貞享年中御立木

一、松 当時目通ニ而 太サ七尺五寸
長サ一ノ枝迄四間

大掛山有之

貞享年中御立木
一、松 当時目通ニ而 太サ九尺四寸
長サ一ノ枝迄貳間 市之瀬山有之

右二ヶ所宝泉院持山
ベ貳本

寛保元酉年御立木
一、杉 当時目通ニ而 太サ貳尺七寸
長サ一ノ枝迄貳間 うへ山ニ有之

をよそ道のり三丁

此木長木ニてハ書不申候

寛保元酉年御立木
一、杉 当時目通ニ而 太サ貳尺九寸
長サ一ノ枝迄貳間四尺五寸 同山ノ内有之

をよそ道のり二丁

此木長木ニても書申候

寛保元酉年御立木
一、杉 当時目通ニ而 太サ貳尺四寸
長サ一ノ枝迄貳間壹尺壹寸 大山ニ有之

右者理覚院持山

寛保元酉年御立木
一、杉 当時目通ニ而 太サ三尺七寸
長サ一ノ枝迄四間半 奥あくりや山
有之

右者宝泉院持山

寛保元酉年御立木
一、松 当時目通ニ而 太サ三尺六寸
長サ一ノ枝迄貳間 西庄津山有之

寛保元酉年御立木
一、杉 当時目通ニ而 太サ五尺
長サ一ノ枝迄三間 いをふ谷山有

右二ヶ所普賢院持山
ベ六本

宝暦十三末年七月 山城国北大原勝林院役者
木村宗右衛門殿 智峯房 印
御役所

〔付箋〕をよそ道のり一里おく

此木長木ニてハ書不申候

〔付箋〕をよそ道のり一里半

此木長木ニてハ書不申候

〔三〕木数改帳

〔表紙〕木数改帳

山城国愛宕郡大原 勝林院寺中

一、松
目通五尺廻リ
凡長末口迄貳間余

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄貳間余

一、松
目通三尺廻リ
凡長末口迄三間余

一、松
目通四尺廻余
凡長末口迄三間余

一、松
目通四尺廻
凡長末口迄三間余

凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻
凡長末口迄弍間余

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻リ
凡長末口迄貳間余

一、松
目通三尺廻リ
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間余

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄三間余

一、杉

目通三尺廻
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻り余
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間

一、松
目通三尺廻り余
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間余

一、杉
目通三尺廻り余
凡長末口迄貳間余

年行事代割
本堂

字南とろす山内

二、杉
目通三尺廻リ
凡長末口迄三間余

二、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄貳間余

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄三間余

字古知谷山内

一、松
目通四尺余
凡長末口迄三間余

字西庄津山内

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄三間余

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄貳間余

右三ヶ所実光院ノ山ニ御座候、

実光院

字大山内

二、杉 目通三尺廻リ
凡長末口迄三間余

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄三間

右壺ヶ所理覚院ノ山二御座候、

理覺院

字大掛山

一、松
目通三尺廻り余
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺余
凡長末口迄三間

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間余

一、松
目通三尺廻余
凡長末口迄三間

山合拾ヶ所 木数合四拾七本

一、杉
目通四尺廻
凡長末口迄四間

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄式間

一、杉
目通三尺廻り
凡長末口迄貳間

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄貳間余

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄三間

一、杉
目通三尺廻余
凡長末口迄貳間余

一、杉
目通三尺廻
凡長末口迄弍間余

宝泉院

明和六年巳丑七月

木村宗右衛門殿
御役所

山城國愛宕郡大原勝林院
役者病氣ニ付代役
官隆

「(表紙)明和八卯年山奉行へ差出し候

控也

字ハ六斗山 但うへ山ゆりの上の事也、

目
三通

一、杉
三尺延
長貳間余

一、松 四尺五寸廻
長三間余

一、松 四尺廻
長三間余

目通

一、杉
三尺廻り
長三間余

一、松
三尺廻余
長三間半

— 183 —

一、杉 三尺五寸廻 一、杉 三尺廻 一、松 三尺廻余 長三間余
 一、松 三尺廻半 一、松 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余
 右何ヶ所有本堂山 年行事代印 本堂 印

字ハ南とろす山

一、杉 三尺廻 一、杉 三尺廻余 一、杉 三尺廻 長三間余

字古知谷山

一、松 四尺廻 一、松 三尺廻 長三間余

字西庄津山

一、杉 三尺廻 一、杉 三尺廻余 長三間余

実光院

字ハ大山

一、杉 三尺廻リ 一、杉 三尺廻余 長三間余

理覚院

字ハ大掛山

一、松 三尺五寸廻リ 一、松 三尺五寸廻リ 一、松 三尺余 長三間余
 一、松 三尺余 一、松 三尺余 長三間余

字ハうへ山

一、杉 三尺五寸 一、杉 四尺廻リ 長三間 一、杉 長四間 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余

字ハあくりや山

一、杉 四尺廻リ 一、杉 三尺廻 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余

一、杉 三尺廻 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余

一、杉 三尺五寸 一、杉 三尺五寸 長三間余 一、杉 三尺五寸 長三間余 一、杉 三尺五寸 長三間余

字ハ口あくりや山

一、杉 三尺廻リ 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余 一、杉 三尺廻余 長三間余

宝泉院

【五】明和九年小堀木村両役人立合御見分入用帳写

〔表紙〕

六郷

明和九年壬辰六月

御見分入用帳写

小堀木村両役人立合

飛山

「

一、六拾八匁 七分五リン	〔白米九斗 甚之丞口入〕	一、貳百文	錢かり
一、四拾七匁三分	〔青物さかな代 わたかし 口入清左衛門〕	一、貳拾文	しやうゆ四合
一、五拾三匁三分	〔さかな代 口入清左衛門〕	一、四匁	すミ貳俵
一、拾貳匁五分	〔砂川入用 新五殿歸り之時 料理代〕	一、拾文	たばこ
一、四貫四拾貳文	戸寺 新兵衛 酒代	一、四十八文	わらじ七足
一、壹貫七百 四拾八文	平八 はらい	一、拾文	たばこ
一、九百五拾文	小出石村 勘兵衛 勘重郎	一、百四十八文	しを壹升
一、三百拾三文	吉藏 はらい	一、百四十八文	〔かたひら せんたく代〕
一、六匁 人足飯	岡崎 米貳升	一、拾五文	同三升
一、百貳拾文	とふふ四丁 しやうゆ五合	一、貳拾五文	しやうゆ三升
一、三百文	井出村ニ而入用 あふら 壹升貳合	一、拾五文	す五合
一、三拾文	半し 水引代	一、貳百文	半紙壹折
一、拾貳文	半し壹折	一、七拾貳文	みそ
		一、貳百六拾七文	なすび六拾
		一、貳百文	飛脚三人 飯代
		一、五拾文	すりばち
		一、壹貫文	料理人 日代
		一、七拾貳文	ぞうり 八足
		一、貳百六拾七文	〔わらち 三拾七足〕
		一、貳百文	かみゆひ代

一、百文 孫次郎 式杯
 一、百五拾文 二条へ被召候時 酒代
 一、壹貫五百五拾文 (かやふとん 口入清左衛門
 一、貳拾八匁八分 青物 さかな 口入与市
 一、七拾匁八分 青物うり なすび 駄ちん 岡崎飛脚 貳百文渡ス 百文市左衛門渡ス 壹貫嘉兵衛渡ス 壹貫京弘イ
 相場七拾匁七分貳厘 二条 上ル
 一、金貳両貳歩 木村 代百七拾貳匁九分五厘
 一、拾匁六分 清左衛門控
 一、百文 与市借シ
 一、壹貫四百五拾文 薪木代
 一、百目 やと礼銀
 一、五匁 (かこ礼銀 縫之助所
 一、三百文 飛脚代
 一、五拾文 小出石村 さかな代

一、貳拾四匁 (清左衛門日代 八人
 一、貳拾貳匁 清左衛門寄合代
 一、貳拾壹匁 (与市日代 七人
 一、拾五匁 (六左衛門日代 五人
 一、六匁 (久次郎日代 貳人
 一、貳拾貳匁 久次郎 寄合代
 一、三百文 小出石村 やとちん
 一、百匁 井出村寺 やと代
 一、三拾九匁 (年寄六人 戸寺村日代
 一、貳拾貳匁 (来迎院寺中 寄合代
 一、百匁匁壹分 清左衛門渡ス
 一、百目七分六厘四毛 甚之丞二渡ス
 一、三拾九匁八分三厘 与市渡ス
 一、貳拾匁六分貳厘貳毛 弥次衛門渡ス
 一、百目三厘貳毛 為衛門渡ス
 一、四拾貳匁 市左衛門渡ス
 一、三拾九匁 久次郎渡ス
 差引而

一、三拾壹匁五分	久次郎方 ^〆 出ル
一、貳拾貳匁	来迎院寺中 寄合
一、七匁五分	大長七村 寄合
一、貳拾貳匁	上野村 寄合
一、貳拾貳匁	勝林院村 寄合
一、七匁五分	戸寺村 寄合
一、二百四拾七匁四分貳厘五毛	□内
一、金壹兩貳分	勝林院寺中
一、五百目	同寺中
一、三拾六匁三分	右之利足
一、四拾五匁	久次郎日代 十五人
一、五拾壹匁	〔清左衛門日代 十七人〕
一、四拾貳匁	〔与市日代 十四人〕
一、貳百文	飛脚代
一、七拾八匁	〔甚之丞日代 廿六人〕
一、四百文	飛脚代
一、五拾壹匁	〔弥次衛門日代 十七人〕
一、五拾四匁	〔市左衛門日代 十八人〕
一、四拾八匁	〔為衛門日代 十六人〕
一、百四拾文	小堀 ^〆 飛脚代
一、百貳拾文	〔戸寺村甚助 とふふ 酒代 新五殿下リ之時 八セニ而入用〕
一、拾貳匁	院内日代 四人
惣合銀壹貫貳百三拾壹匁三分	
殘合拾三貫四百五拾九匁	
此代百七十四匁九分七厘	
惣合壹貫四百六匁八分七厘	
右之内	
百四拾目引	
小堀 ^〆 札銀戻リ	
引殘リ	
壹貫貳百六拾六匁貳分七厘	
外ニ	
一、三匁	為衛門日代 壹人
右之金壹万貳千把ニ割付	

壹把ニ付壹分貳毛ツ、

百把ニ付拾匁貳分ツ、

院内木高

千百三拾把四把四歩

右之割合ニ而

百拾五匁七分八厘

出銀也

【六】明和九年延保年中已来買得山并新古御用木控帳

〔表紙〕
明和九年

延保年中已来買得山并新古御用木控帳

辰六月日

勝林院内 一

山貳ヶ所

一、きびか尾山 元文五申年上之村喜太夫方より求之候

一、白水山 明和元申年来迎院村

佐竹新五右衛門方より求之候

本堂（印）

山三ヶ所

一、口焼尾山 享保十八年大長瀬村七郎兵衛方より求之候

一、鴨巢山 元文四未年大長瀬村吉左衛門方より求之候

一、西庄津山 宝曆九卯年来迎院村

佐竹新五右衛門方より求之候

普賢院（印）

山四ヶ所

一、古知谷山 寛延四未年大長瀬村吉之丞方より求之候

一、同所山 同年 同人より求之候

一、同所山 同年 同人より求之候

一、同所山 同年 同人より求之候

宝泉院代割
源仙房（印）

一、伊王谷小こ屋山 宝曆元年来迎院村庄治郎方より求之候

理覚院代割
文昌房（印）

享保十八

右之通元文五申年より明和元申年迄ニ、右十ヶ処之山院内へ買得所

持仕候、少茂相違無御座候、以上、

明和九辰年

六月十日

御用木惣長覺

新御立木 一、杉、壹本、上山内	凡惣長サ四間半余御座候
新御立木 一、杉、壹本、同所山	凡惣長サ五間四尺五寸程御座候
新御立木 一、杉、壹本、大山内	凡惣長五間半余御座候
古御立木 一、松、壹本、大掛山	凡惣長六間余御座候
古御立木 一、松、壹本、市之瀬山	凡惣長五間余御座候
新御立木 一、杉、壹本、奥あくりや山	凡惣長七間余御座候
新御立木 一、松、壹本、西庄津山	凡惣長四間余御座候
新御立木 一、杉、壹本、伊王谷山	凡惣長五間余御座候

右之通御立木吟味仕候処、相違無御座候、以上、

明和九辰年六月十日 勝林院役者
春定（印）

御入木山御代官

木村宗右衛門殿
御役所

〔七〕文政五年山奉行見分之記

〔表紙〕 三冊之内

文政五壬午年閏正月四日五日

山奉行見分之記

年行事 宝泉院寛雄

被官年番 藤八

勝林院寺中

文政五壬午年閏正月山奉行見分之記

一、正月年頭ニ被官出京之砌、山奉行木村宗右衛門手代今泉嘉左衛門カ、当旦那未タ御支配所御見分無御座候ニ付、早春ニ御見分可在之候間、兼而其用意可致様被申渡候事、夫ニ付村方一統彼是レ申合候処、一統困窮之事故、何卒御延引被下度段、手代衆迄申述候ヘ共、先キ方演説ニ者御支配所之事故、一代ニ一度宛ハ御見分在之候例格ニ付、是非共当年者其積リニ可致様被申候事、且又山之絵図、夫々色分ケ致し、可差上様被申渡、扨寺中六郷飛山寄合之上相談、絵図面之儀も火急之事故、色分ケ等致し兼候ニ付、墨絵ニ而相認メさせ、尚又御見分之儀、強而御延引可相願様相談致し、庄屋出京候處、木村カ之飛脚ニ道ニ而掛ケ違、先キ方ヘ参り候ヘ共、右願之儀者不及其儀候事、扨飛脚者来ル閏正月四日、梅か畑より大原ヘ御見分、五日御滞留ニ而、六日御帰宅ニ候間、其旨可相心得

様申来り候事、右之通り甚火急之儀、銘々倒惑早速寄合之上、宿所并ニ料理万端相談在之候事、右等之趣、伝聞候也、

一、廿九日村方惣代として、野村津吉伊三郎并佐兵衛兩人来ル、

演説ニ者此度山奉行御見分ニ付、宿所之儀種々相談も仕候得共、御尋之通在家ニ而者辻も出来兼候故、佐竹氏へ段々相頼候得共、此節ハ病人在之候ニ付、被相断候間、倒惑仕候、

夫ニ付甚申兼候得共、此度ハ此御寺ヲ借用仕度、一統右之趣相願候旨、即返答ニ者達而相断度趣申演候へ共、是非共相頼度様子故、無扨承知之旨及返答候事、尤此寺之儀者宮様御宿坊之儀故、彼方役人中ニ而も余リ無礼等不被致候様、兼申入可置様、且又魚類杯ヲ相遣シ候事者決而不成、其趣堅ク可相心得置様申渡候事、扱又当用諸道具類在合文ケハ借用仕度由相願候故、其儀も承知之事、

一、閏正月三日夜、庄屋九兵衛呼ニ遣シ、則万事聞合、且明朝早々寺明ケ渡し可申候間、可受取様申渡候之事、尤今日迄ニ寺内相片付明渡し、御殿へ引取り候積リニ致し置候事、

一、同四日朝九兵衛藤八并料理方人足等来、則寺明ケ渡ス、且借し遣ス物左之通、

一、黒塗本膳	壹膳	一、同上分碗皆具一人前	一、置爐燵	壹ツ	
一、黒膳	十人前	一、黒碗皆具	十人前	一、手たらい新	壹ツ
一、黒塗飯櫃	二ツ	一、黒盆	五人前	一、茶吞茶碗上一中十	
一、木具八寸	二ツ	一、硯蓋	壹枚	盃上一中三	
一、茶附茶碗	十人前	一、大皿	十人前	一、銅鍋	二ツ
一、小皿	十人前	一、大皿鉢	五枚	一、ちろり	
一、はち	五ツ	一、茶盆	壹、茶台二ツ		

一、火鉢	三ツ	一、多葉粉盆	四面
一、燭台	二本	一、行燈	三ツ、手燭二ツ
一、下部分朱碗十人前	一、同木皿	十人前	
一、朱折敷	十人前		

其外台所廻り□道具等在之俵ニ而かし遣し候事、

未之刻頃、山奉行木村留五郎家老今泉嘉左衛門小田切順左衛門并近習四人下部等至着、尤迎ヒ之庄屋者昨日宿掛ケニ而、今朝梅ヶ畑迄参り候由、人足之者者今日北野迄参り候趣、山端ニ而中食当郷中ニ申付候事、是者当方ニ可致答ニ而者無之候故、前達而達而相断候へ共、今泉ニ強而此方ニ可致様被申渡候由ニ付、其用意致し候所、如何間違ヒ候哉、先キ方も弁当持参ニ而、二重ニ相成候様伝聞候事、其日者見分戸寺より此所迄、道々通り掛ケニ遠見被致候由也、扱七ツ時分、御用木帳面可差出様、役方ニ被申儀之趣ニ付、則相添差出、尤認様者兼而今泉ニ指図在之候故、其趣ニ相認別ニ形タ在之、扱又役者親正院役人中迄、此度者御見分御苦勞之段、為御挨拶伺公之趣、差遣し候事、尚又来迎院役者も当時所勞断、名代として親正院ニ挨拶為致候事、尤寺中ニ取扱之儀者、被官年番之者ニ任セ置候而、此方ニ者一切差構無之候事、尚又兼而者食堂之方ヲ下部之宿所ニ借用致度様相頼来り候故、其積リニ致し置候へ共、彼方役方之心得ニ而、矢張宝泉院方ニ留メ置候様との事故、食堂方者不相用、但庄屋中之休息所ニ致し候趣也、且又彼方より馬者門内ニ留置事如何哉之旨、御口合来り候故、所司代御順見之砌も無其儀候故、決而不相

成趣申遣シ候ニ付、在所内へ為引之事、

一、五日、今日者小出石村之方見分之趣ニ而、早朝より庄屋案内致し候由、尤此度者兼而今泉嘉左衛門取計を以、大躰之所者皆々遠見ニ而相済、是等悉皆今泉之働ニ而、ケ様ニ相成候様子ニ伝聞候事、扱中食者小出石村宇右衛門方ニ而弁当遣シ候由、八ツ時分ニ相済候事、来迎院谷者和田之辺より遠見ニ而相済候事、

一、六日早朝未明ニ出立、帰京被致候事、則送り之庄屋人足等、如迎之時、入用割合等帳面別ニ在之候事、

一、宿所之事、宝曆五年之節ハ両坊ニ而二宿致し候趣、其次寛政年中之節ハ、善逝院ニ而一宿、小出石村彦右衛門方ニ而一宿之由也、此度者宝泉院ニ而二宿也、

御用木之事

貞享二年中之立木 是ヲ古木与云、

寛保元酉年之立木 是ヲ新木与云、

当年迄八十年ニ相成候由、

【八】文政五年御入木山御奉行木村富五郎様御入部ニ付諸入用控帳

(表紙)

文政五年

三冊之内

両院
六郷
飛山
役人中

御入木山

御奉行木村富五郎様

御入部ニ付諸入用控帳

壬午

閏正月四日 勝林院寺中控

「

閏正月四日梅畑^〆御出ニ付、当郷へ御着ハ四日八ツ時昼、式夜則宝泉院にて御宿、六日朝明六ツ時^〆御立ニ相成候事、右ニ付諸入用左之通、

勝ノ九兵衛控
一、金百疋

殿様御代宿役
被為蒙仰候ニ付
為恐悦上候

一、百文

右献上
へき代

一、銀六匁

右持參勝林院村
九兵衛日代、巳極月

戸ノ新兵衛控
一、四百文

右一件御下部之
飛脚ちん

一、四百文

御廻見之御先触
持参之飛脚賃

正月廿六日
一、銀廿四匁

来ノ佐兵衛宅
寄合雑用、但し
中飯夕飯共九人

同廿九日
一、同三拾目

勝ノ九兵衛方寄合
雑用、中飯夕飯人数
十式人

閏月八日
一、同貳拾七目

勝ノ藤八宅ニ而
寄合、中飯夕飯共
人数十一人

一、銀四拾目

料理人日代
来ノ庄三郎 勝ノ
日数四日 藤八

井ノ与兵衛ノ控
一、同百卅三匁
貳分五厘

料理薬并肴物
諸色買もの代

一、内拾五匁五分拾目

〔上菓子
極上菓子

勝ノ九
一、銀七匁

柴拾四束代

一、銀拾匁八分

割木代
但し十八束

小権
一、同拾九目七分

炭七俵代

小権
一、三百文

小出石村ニて入用
しば代

勝九
一、百七拾九文

半紙七折
杉原五枚

同
一、百文

御上手洗手ぬくひ
代、但し壺ツ

ノ伊
一、壹貫百七拾六文

野村と取
酒代

石甚
一、四百文

御小休并柴代
石折甚兵衛店

小権
一、貳百文

小出石村善七店
御小休之茶代

同しく
一、五百四拾貳文

高瀧谷道造リニ付
人足之酒代

一、貳貫文

小出石村彦右衛門店
狩人中飯代

小権
一、七百三拾貳文

権右衛門宅ニ而
中飯入用品物代

同
一、金百疋

同人宅ニ而
御小休ノ座敷料

戸新
一、貳貫百文

閏正月三日夜北野迄
御迎人足、十五人、花尻
佐兵衛宅着賃
米代

同
一、百五拾文

間棹代、但し貳間
三間ノ棹三本

一、壹貫文

戸寺新兵衛宅
両度御小休料

井与
一、貳朱壹片

八瀬出しとうふや
御小休両度料

一、百文

八瀬村外人
勘三郎方御休料

井与
一、五拾六匁

山端山形や五兵衛方
両度御昼雑用

同
一、壹貫八百五拾三文

同断

一、貳朱壹片
又壹歩

柳大半店
御休茶料
外ニ雑用

一、三百廿文

同所酒代

同
一、貳百文
壹歩

御土産物、京都ニ而
品々買もの代

一、五貫^{けし}百文

俄入用ニ付無扨
人足買上ケ賃
御馬守共

大竹
一、百五拾文

同しく
一、貳百八拾四文

一、貳貫百文

御先箱持
人足増ちん
御馬大豆代
但し四升

大
一、貳百文

間縄貳組代

大
一、四拾六匁

白米七升^斗五升

一、貳百五拾文

吉兵衛店
わらんし代
とうしみ代

一、貳貫貳百文

夜着ふとん
借り賃、但し□□分

左竹
一、金壹歩

衣夜着、但外ニ
小道具かりちん
佐竹此分

一、百文

風呂かりちん
来ノ新五右衛門

一、百文

同、大ノ門助

一、百文

来ノ
小道具
諸色かりちん

一、廿四文

小道具、勝ノ小太郎
かりちん

一、三拾貳文

やく分かりちん

一、三拾貳文	ちよく かりちん
一、百疋	勝ノ九兵衛宅 諸道具かりちん 但し大そんじ
一、三百文	食堂ノ挨拶
一、金百疋	御馬部屋 かりちん
一、金壹兩貳歩	宝泉院御宿 貳夜座敷料 道具かりちんとも
一、壹歩分 壹貫九百文	御手廻り下部へ 祝義酒肴代とも
一、貳歩貳朱	近習四人 さいりやう 壱人 菓子料
一、四百文	部屋頭之もの 無心申遣ス
一、壹歩	北野敦賀屋店 雑用人足十五人 汁酒代
一、貳朱	同店御休料
一、壹歩	梅畑行雑用
一、金貳百疋	小田切唯右衛門殿へ 御挨拶金
一、金壹両	御巡見前ニ今泉 嘉右衛門殿へ遣ス
一、百三拾文	勝ノ専之助 酒壹升代

一、六百文	京都へ料理 買もの荷持人足 雇ちん、貳人
一、百文	山端へ返しもの ちんせん
一、金貳両	今泉嘉右衛門殿へ 御挨拶金
一、拾目	入用金、利足
一、三貫八百廿文	送りニ付色々 入用、人足十七人
一、五拾文	殿様御下駄 直しちん
一、三拾目	戸寺村新兵衛 下駄直し代
一、廿四目	上野村甚左衛門 同代
一、三拾目	大長瀬村竹太郎 同代
一、廿七目	来迎院新五郎 同代
一、三拾三目	勝林院村九兵衛 同代
一、貳拾七匁	小出石村権右衛門 同代
一、廿壹匁	草王村甚五郎 同代
一、拾八匁	野村伊三郎 同代
一、廿四目	井出村与右衛門 同代

一、拾八目

来ノ寺中佐兵衛
同代

一、廿壹目

勝ノ寺中藤八
同代

錢ノ三拾貫貳百五拾貳文

此銀貳百七拾貳匁貳分七厘

銀ノ六百八拾貳匁七分五厘

金ノ八兩貳歩

此銀五百廿七匁

三口ノ壹貫四百八拾貳匁貳厘

右壹万貳千把ニ割

拾把ニ付壹匁貳分三厘五毛

右之通、当年之諸人用已前之度より多ク相掛り候事、畢竟掛り之者不案内故、二重之物入などニ而如此ニ相成候也、已後者兼而此等之趣相心得、一統相談之上、先キ方役人衆中へ内々致入魂取扱、料理等大鉢一汁二菜歟三菜位ニ而、其代ニ不行届事ヲ相断候而、小々宛之心付近習衆ノ下部ニ至ル迄、夫々へ遣し候方、却而双方都合宜候由、此度も後ニ而心付キ後悔千万也、仍之已後之度者兼而被官年番之者へ得与申付置候様、專要之事、

【九】文政五年御用木改帳

「表紙」
三冊の内

文政五閏午年

御用木改帳

閏正月
山城国北太原
勝林院寺中
「

覚

市之瀬山有之
一、松

壹本

心覚

此壹本者、貞享二年ニ相立チ候古木也、

奥、あくりや山有之
一、杉

壹本

心覚

已下九本者、寛保元年ニ相立チ候新木也、

右二ヶ所宝泉院持山

うへ山有之
一、杉

壹本

同山有之
一、杉

壹本

古知平上山有之
一、松

壹本

向之浦山有之
一、松

壹本

右四ヶ所本堂持山

大山有之
一、杉

壹本

右者理覚院持山

西庄津山有之
一、松

壹本

伊王谷山有之
一、杉

壹本

水鶏谷山有之
一、杉

壹本

右三ヶ所普賢院持山

都合拾本

山城国大原勝林院役者
文政五年閏正月
觀正院

御入木山御代官

木村宗右衛門殿

御役所

〔紙上〕
長サ二間半
まはり六尺九寸

一、杉

上山
本堂

長サ六間
まはり一丈二寸
一、杉

同所
同所

長サ四間
まはり八尺六寸
一、杉

水鶏山
普賢院

枝下式間半一尺
目通り四尺余
一、杉

大山
理宗院

枝下式間半
目通り三尺七寸
一、松

〔折々〕
石軒山
本堂

枝下式間半
目通り三尺三寸
一、杉

西庄津山
普見院

枝下式間壹尺
目通り壹丈二寸五分
一、杉

伊王谷
普賢院

壹丈三尺三寸
壹間半
一、松

市之瀬
宝泉院

枝下二間壹尺
目通り六尺三寸
一、杉

上刑谷
宝泉院

枝迄式間
目通り三尺七寸
番之増
一、杉
番之増山
宝泉院

檜 三尺六寸
三間半
向浦山
└

【一〇】嘉永六年御用木改帳

〔表紙〕
嘉永六年丑拾月日
御用木改帳

大長瀬村
└

字大長瀬谷ニ有之候
一、檜廻り四尺五寸
枝下三間式尺
所持主 梶井宮
山役久保佐源太

同所ニ有之候
一、檜廻り四尺四寸
枝下式間式尺
所持主 同

字小谷ニ有之候
一、檜廻り三尺六寸
枝下四間除
所持主 惣八

字小谷ニ有之候
一、檜廻り六尺五寸
枝下三間壹尺
所持主 惣八

同所ニ有之候
一、檜廻り三尺九寸
枝下三間式尺
所持主 西来寺

同所ニ有之候
一、杉廻り九尺九寸
枝下四間
所持主 同寺

同所ニ有之候
一、杉廻り八尺
枝下壹間除
所持主 同寺

同所ニ有之候
一、檜廻り六尺
枝下三間
所持主 嘉兵衛

字大長瀬谷ニ有之候
一、檜廻り式尺九寸
枝下式間除
所持主 善四郎

字大長瀬谷ニ有之候
一、杉廻り五尺八寸
枝下四間
所持主 又三郎
代重郎兵衛

同所ニ有之候
一、杉廻り四尺五寸
枝下三間除
所持主 同人

一、杉廻り八尺三寸
枝下四間除
所持主 同人

十三
字東庄津ニ有之候
一、松廻り七尺五寸
枝下式間除
所持主 平太
新九郎

廿八
△字惣和野影ニ有之候
一、松廻り九尺除
枝下式間式尺
所持主 善四郎

木数合拾^三四本

右之通り御立木相違無御座候、以上、

嘉永六年
丑拾月日

庄屋 助右衛門
年寄 嘉兵衛

木村惣左衛門様

御役所

〔付箋〕
御用木枯木ニ相成所付
慶應三卯年代木

一、檜杵本
目通り貳尺八寸
枝下貳間余

〔付箋〕
御用木枯木相成
慶應三卯年代木

一、檜杵本
目通り貳尺
枝下貳間

〔付箋〕
同所ニ有之候御用木枯木ニ相成
元治元子年御立替ニ相成候事

一、檜杵本
目通り三尺四寸
枝下貳間半

〔付箋〕
御用木枯木相成
慶應三卯年代木

一、檜杵本
目通り貳尺
枝下貳間

〔付箋〕
一、樅
目通り廻り三尺壹寸
枝下壹間半

〔付箋〕
一、杉
目通り貳尺七寸
枝下三間

〔付箋〕
一、樅
目通り貳尺五寸
枝下壹間半

〔付箋〕
一、杉
目通り廻り貳尺五寸
枝下貳間除

〔付箋〕
一、杉
目通り廻り貳尺三寸
枝下貳間

〔付箋〕
一、松
目通り貳尺五寸
枝下壹間半

〔二〕 嘉永六年御用木改帳（勝林院）

〔表紙〕
嘉永六丑年

御用木改帳

十月 山城国北大原
勝林院寺中

覺

九 市之瀬山有之

一、松 目通壹丈三尺三寸
枝下壹間半
〔付箋〕「道遠く難所」 壹本

五 奥あくりや山有之

一、杉 目通六尺三寸
枝下貳間壹尺
壹本

右二ヶ所宝泉院持山

貳 うへ山有之

一、杉 目通六尺九寸
枝下貳間半
壹本

向浦山有之

一、杉 目通四尺四寸
枝下三間半
○壹本

向之浦山有之 古知平山替木

一、杉 目通四尺三寸
枝下四間
壹本

十八 向之浦山有之

一、桧 目通三尺六寸
枝下三間半
壹本

二十 番之増山有之

一、杉 目通三尺七寸
枝下貳間
壹本

右五ヶ所本堂持山

四 大山有之

一、杉 目通四尺余
枝下貳間四尺
壹本

右者理覺院持山

七 西庄津山有之

一、杉 目通三尺三寸
枝下貳間半
壹本

八 伊王谷山有之

一、杉 目通壹丈貳寸五分
枝下壹間壹尺
〔付箋〕「道遠く難所」 壹本

三 水鷄谷山有之

一、杉 目通八尺六寸
枝下四間
壹本

右三ヶ所普賢院持山

松一
杉九
桧一
都合拾壹本

嘉永六丑年十月

山城国大原勝林院役者
觀正院（印）

御入木山御代官

木村惣左衛門殿
御役所

〔一二〕 嘉永七年木村宗右衛門様入部二付御道筋積り書相改帳

〔表紙〕
嘉永七年

木村宗右衛門様入部二付

御道筋積り書相改帳

甲寅正月

城州愛宕郡大原郷
庄屋 助右衛門
同彦次郎
木持惣代
善四郎

嘉永七寅ノ正月木村御殿様入部ニ付、御道筋積り書差
上候様被仰付候ニ付、右道筋里数改奉差上候事、
一、当御役所^ゑ山端迄凡式里、右茶屋平八御小休、是^ゑ大原
郷戸寺村迄式里、右新兵衛方ニ而御中飯差上、是^ゑ御用
木御見分所迄四丁、

八 字堂ノ上山 目通り^一卷丈四寸 持主 小嶋右膳
一、杉御用木 枝下三間

七 同所 式尺六寸 持主 佐市
一、樅御用木 四間

是^ゑ亀甲谷迄七丁

十四 字岩嶋山 持主 勘次郎
一、檜御用木 八尺四寸
是より上野村領 式間半

一 字亀甲谷山 持主 新兵衛
一、檜御用木 三尺五寸
式間余

二 字同所 持主 勘次郎
一、松御用木 九尺
三間

三 字同所 持主 弥兵衛
一、杉御用木 八尺
三間

四 字つる原山 持主 吉兵衛
一、檜御用木 六尺
四間半

是^ゑ上山迄七丁

七 字上山 持主 同人
一、檜御用木 五尺三寸
三間半

八 同所 持主 伴蔵
一、檜御用木 七尺四寸
式間半

九 同所 持主 同人
一、松御用木 八尺五寸
四間余

六 字堂ヶ向山 持主 甚左衛門
一、松御用木 四尺九寸
五間余

右御見分所^ゑ大長瀬谷迄拾丁

一 字大長ヶ谷山 持主 来迎院内
一、檜御用木 四尺五寸
三間式尺

二 字同所 持主 同寺
一、檜御用 四尺四寸
式間式尺

是^ゑ御宿遮那院迄七丁
戸寺村^ゑ御宿迄丁数^ノ三拾五丁
御宿^ゑ無音之瀧迄式丁

十五 字一ノ瀧山 持主 八幡屋代
一、樅御用木 九尺四寸
六間 重郎兵衛

十六 字同所 持主 同人
一、松御用木 六尺四寸
五間

十七	字瀧ノ上山 一、杉御用木 是 _レ 四分壹迄貳丁	七尺八寸 四間	持主 同人
八	字四分一山 一、杉御用木 字大影山 一、櫨御用木 字同所 一、櫨御用木	八尺壹寸 貳間余 九尺四寸 三間半 壹丈三尺五寸 三間半	持主 南坊 持主 八幡や 代重郎兵衛 同人
十	字同所 一、櫨御用木	六尺 三間半	持主 市右衛門 同人
四	字極楽谷山 一、杉御用木 字同所 一、櫨御用木	六尺 三間半 五尺四寸 三間	持主 市右衛門 持主 同人
十三	字高日山 一、杉御用木 是 _レ 高日山江州境迄凡六丁 此所ニ而御小休被遊御宿へ御歸り 是 _レ 勝林院村領御見分所迄四丁	七尺六寸 三間余	持主 南坊
	字上山 一、杉御用木 是 _レ 向ノ鋪山迄五丁	壹丈余 四間余	持主 勝林院 本堂
	字向ノ鋪山 一、松御用木 字同所 一、櫨御用木	三尺五寸 貳間 九尺五寸 貳間半	持主 梶井御殿 持主 勝林院 寺中
	是 _レ 小出石村迄貳拾四丁 字岩崎山 一、櫨御用木 字小出石谷山 一、櫨御用木 是 _レ 見谷へ五丁	三尺 貳間 壹丈三尺四寸 八尺五寸	持主 彦右衛門 持主 重次郎
	字牛ヶ原山 一、松御用木 字同所 一、松御用木 右御見分場所 _レ 權右衛門宅迄六丁 權右衛門ニ而御中飯差上申候 是 _レ 来迎院村領向ノ鋪山迄貳拾六丁	四尺八寸 貳間 六尺五寸 四間	持主 佐右衛門 持主 同人
	字向ノ鋪山 一、松御用木 字同所 一、櫨御用木	九尺五寸 貳間半	持主 庄次 持主 勝林院 本堂

字同所

一、松御用木

持主
同院
本堂

是_レ草生村領五丁

当村領分ニ御用木無之候

是_レ野村領分迄五丁

字上山

一、檜御用木

四尺五寸
沓間半

持主
平右衛門

是_レ井出村迄六丁

又須ヶ谷迄六丁

字須ヶ谷山

一、松御用木

四尺五寸
三間半

持主
政右衛門
但シ戸寺村支配

右者枯木ニ相成候間、乍恐奉願上候、

字中谷椿原山

一、杉御用木

三尺
式間余

持主
新兵衛

字同所

一、杉御用木

三尺八寸
三間

持主
同人

御道筋御見分御用木_ハ三拾六本

御役所_ハ戸寺村四里、戸寺村_ハ御見分場所双相濟候迄百五

拾五丁、御送り山端迄式里ト拾六丁、山はな_レ北野下り森

つるかや迄沓里拾六丁、

右之通、道積り書差上申候、

嘉永七寅ノ正月

大原郷

同庄屋
助右衛門印
彦次郎印
木持惣代
善四郎印

木村宗右衛門様

御役所

〔付箋〕
御用木枯木ニ相成
慶應三卯年代木

一、檜沓本 目通り式尺五寸
枝下式間

〔二三〕 木村宗左衛門殿巡見諸入用雜記

〔表紙〕
嘉永七寅年

木村宗左衛門殿巡見諸入用雜記

三月廿一日

覚

一、金百疋

木村新八郎殿
御代官被仰付候祝義

一、錢百文

進上へぎ
紙等_ハ入用

一、銀六匁	右持參日代 来ノ与八	一、銀拾貳匁	右ニ付歸リ之節、北野中食之処、 兩方立會、梅ヶ畑、北野角屋ニて 引合日代、来ノ惣八、上ノ金吾
一、錢四百文	右ニ付 飛脚ちん	一、同貳拾七匁	京屋敷江迎ひ、尤前日、罷出買物等入用 上ノ金吾、来ノ惣八、忠兵衛 尤迎ニ付御用木内願候事
一、同百五拾文	右ニ付 郷廻リ飛脚ちん	一、同貳拾七匁	小田切江□以挨拶入用
一、同四百文	木村宗右衛門殿改名ニ付飛脚ちん	一、金貳兩	諸雜用渡ス、右人数拾五人、手前 役共又人足分共渡し
一、金百疋	右ニ付家督相続之祝義	一、銀四百七拾目	出役人数十五人之処、三人多く 相成方、段々頼ニ付相増候事
一、錢四百文	右ニ付飛脚ちん	一、金貳百疋	先例通、近習衆五人江肴料遣ス 手廻リ五人役人江祝儀遣ス
一、同百五十文	尤急用故 郷廻リ飛脚ちん	一、同貳歩貳朱	下部共五人酒代心付遣ス
一、銀拾貳匁	右祝儀持參日代 来ノ与八 上ノ助右衛門	一、同壹歩	御用木願ニ付、部屋中一統之無心
一、錢四百文	巡見一條ニ付庄屋呼出し 之飛脚ちん	一、同貳歩	北野角屋中食、梅ヶ畑ニツ割 帰中分
一、銀貳拾七匁	右ニ付御用木改、追木願日代 勝ノ忠兵衛、来ノ与八 上ノ助右衛門、両三人	一、同壹兩貳朱 同貳歩 錢四百貳拾四文	北野丸屋人足貳拾八人中食料
一、同貳拾四匁	右ニ付墨絵図改持參、道すじ 取調へ、善四郎、助右衛門 戸寺ノ彦治郎、右三人日代	一、同貳歩貳朱ト 錢貳百文	柳大半 木村 小休茶代
一、錢四百文	右見分治定ニ付 飛脚ちん	一、同貳朱	山端平八兩度 木村 小休酒代等
一、銀六匁	右ニ付 出京日代 来ノ与八 忠兵衛	一、同叁歩	八瀬出し小休下部共人足等酒代
一、錢四百文	巡見廻状持參 飛脚ちん	一、同壹歩貳朱ト 錢貳百文	菓子代
一、同四百文	右廻状梅ヶ畑迄 持參飛脚ちん	一、同壹歩貳朱	茶代
		一、銀五匁	俄入用ニ付、無扨人足買上代
		一、錢五貫九百文	

一、同式貫三百五拾文 預り合羽ばつち紛失ニ付入用
 一、同壹貫五百文 籠三挺借りちん、寂光院、佐竹
 山端、尤格別雨天ニ付被願候間、
 借り入候事
 一、銀式枚 遮那院殿宿坊料
 一、同四匁三分 諸道具損物料
 一、錢三百文 遮那院殿家来心附料
 一、金式百疋 戸寺村彦治郎両度座敷料
 一、同百五拾疋 小出石村彦右衛門両度座敷料
 一、同百疋 同村宗右衛門座敷料
 一、同式両 巡見相濟御用木願濟等にて、小田切
 江心付
 一、同式歩 右同断、原氏江心付
 一、同式歩 右同断、伊藤氏江心付
 一、同壹歩 右同断、寫田氏江
 一、同五拾疋 右同断、山田氏江
 一、同壹歩 右同断、部屋中江心付
 白米壺石五升代
 一、銀百三拾三匁式分五厘 大長瀬米嘉江弘
 酒五斗五升代
 一、錢拾貫五百文 野村酒屋弘
 一、銀百五拾七匁式厘 京
 井筒屋治右衛門弘
 尤京江迎ひニ付、人足共
 前後泊リ賃
 御用木願ニ付、井筒屋筆紙料
 右ニ付借用いたし利足金
 一、金式朱
 一、銀拾八匁

一、同式百壹匁六分 大長瀬村岩之助諸雜用、尤巡見ニ付、
 九ヶ村中役外ニ木高惣会絵図改、道
 巡書出し数度之事ニ入用
 一、金壹両 宗右衛門殿手盥手拭五ツ
 山端十一屋人足酒代
 又雨天ニ付宗右衛門殿わらんじ代、諸
 紙類、間繩間竿、宗右衛門殿頼ニ付あ
 ま魚、人足わらんじ、むしろ外ニ入用
 一、銀式拾四匁 出京日代 来ノ 庄五郎
 一、同式拾壹匁 井出
 同断 与市
 一、同式拾四匁 小出石村
 同断 安右衛門
 一、同式拾壹匁 草生村
 同断 甚五郎
 一、同式拾四匁 大ノ 助右衛門
 同断 勝ノ 忠兵衛
 一、同拾五匁 来ノ 与八
 同断 来ノ 惣八
 一、同拾五匁 同断 上ノ 金吾
 一、同拾五匁 同断 戸寺村
 同断 彦治郎
 日代、銀百九拾式匁
 金、拾三両壹歩式朱 金相場六八

此代九百九匁五分

銀ノ壹貫三百八拾壹匁七分七厘

錢ノ貳拾五貫五百八拾貳文 錢相場九九

此代貳百五拾三匁貳分六厘

三口ノ

貳貫五百三拾三匁九分三厘

右之処江

〔壹貫拾八匁壹分四厘 御用木払

又六貫百文 山之口代

此代六拾目三分九厘

右二口ノ合

壹貫七拾八匁五分三厘 御用木
払銀

又ハ金三歩 此銀五拾壹匁

右ハ木村ノ松米代

二口ノ

壹貫百貳拾九匁五分三厘

差引残而

壹貫四百四匁四分

是ヲ

壹万貳千把ニ割

拾把ニ付 壹匁壹分七厘掛

右之通り相成候事、尤格別入用多分ニ相成候へ共、当時時節

柄悪敷、諸色高直ニ候由ニて、御用木追願之致候処、夫々懸、
右之通り物入候事、

嘉永七寅三月廿一日

宗右衛門殿御饗應献立

三月廿一日夜

坪 くらげ 紅葉ふ
きくらげ こんねやく
こいも ゆりね

汁 糸ゆば
青□(ものカ)

くづもととき
うど 岩茸

きさうり
とさかのり

飯

猪口 玉すだれ

皿

引物

平 くらわへ 生麴
椎茸 長いも
竹の子 茶 生ゆば
みつば 松茸

台引 みなとあげ
花こんぶ

廿二日朝

坪 くらわへ 午坊
かんひやう
にんじん 汁 豆腐
小芋

猪口 青みそ合
きん菊
ゆりね

平 椎巻
みつば ゆば

飯

同夜食

坪 くらへ
にんじん
午坊

汁 天王寺
かぶら

猪口 木のめ入
うど
あへ物

皿 あいまぜ
引物

飯

平 あげゆば
わらび

茶碗 白ごま入
さがら麩

台引 ぎせ豆腐
れんこん

同廿三日朝

平 あんかけ
とふわさび入

汁 みやうげ 猪口 白合
大根 こんにゃく
にんじん

茶碗 うすゆき
竹乃子
かんひやう
うど
松露

飯

三月廿一日中食

酒肴 一、三鉢 なたしめ 八寸 九寸
くわへ

鉢肴 鯛 吸物 鯛 作身 同 飯

平 生ぶり 青み 汁 青み 焼物 小鯛 猪口
椎茸 いた いかへ

小休ニ 巻すし
にしめ

廿二日中食

平 半へい 汁 ゆき 猪口 まめに
椎茸

焼物 切身 酒肴 小鉢 いか 八寸
ふな

吸物 鉢肴 鯛 下部ぼら

なしたし
ちまいたこ
まき焼
りめんふ

【一四】慶応四年御用木改帳（大長瀬村）

〔表紙〕
慶応四年 辰年
六月日

御用木改帳

大長瀬村

「

字大長瀬谷有之候

一、檜 廻り 貳尺八寸

所持主
来迎院内

枝下 貳間余 年行事（印）

字同所

一、檜 廻り 貳尺

所持主
同院内

枝下 貳間 年行事（印）

字大長瀬村義広山

一、檜 廻り 貳間五寸

所持主
来迎院内

枝下 貳間 惣八（印）

字同所

一、檜 廻り 三尺壹寸

所持主
同

枝下 壹間半 惣八（印）

字大長瀬谷小谷

一、檜 廻り 貳尺

所持主
草生村

枝下 貳間 西来寺（印）

字同所

一、杉 廻り 貳尺七寸

所持主
同

枝下 三間 西来寺（印）

字大長瀬谷小谷

一、檜 廻り 貳尺五寸

所持主
同

枝下 壹間半 西来寺（印）

御用木枯木ニ相成、元治元子年御立替ニ相成候

字大長瀬谷

一、檜 廻り 三尺四寸

所持主
大長瀬村

枝下 貳間半 嘉兵衛（印）

字大長瀬谷ニ有之候

一、檜 廻り 貳尺九寸

所持主
善四郎（印）

枝下 貳間余

字大長瀬谷ニ有之候

所持主

一、杉 廻り 式尺七寸

八幡屋亦三郎

枝下 式間

代与八郎(印)

字大長瀬谷ニ有之候

所持主

一、杉 廻り 式尺五寸

八幡屋亦三郎

枝下 式間余

代与八郎(印)

字同所ニ有之候

所持主

一、杉 廻り 式尺三寸

同

枝下 式間

与八郎(印)

【二五】慶應四年御用木改帳(勝林院)

〔表紙〕
慶應四辰年

御用木改帳

六月 山城国北大原

勝林院寺中

┌

市之瀬山有之

一、松 目通式尺五寸
枝下式間

壹本

奥あくりや山有之

一、杉 目通式尺五寸
枝下式間

壹本

右二ヶ所宝泉院持山

うへ山有之

一、杉 目通式尺五寸
枝下式間

壹本

向浦山有之□越うへ山有之

一、杉 目通式尺六寸
枝下壹間半

壹本

向浦山代明神山有之

一、桧 目通式尺四寸
枝下壹間半

壹本

向之浦山有之

一、桧 目通三尺八寸
枝下三間半

壹本

番之増山有之

一、杉 目通四尺
枝下式間

壹本

右五ヶ所本堂持山

大山有之

一、杉 目通式尺六寸
枝下式間

壹本

右者理覚院持山

西庄津山有之

一、杉 目通三尺六寸
枝下式間半

壹本

伊王谷山有之

一、杉 目通式尺五寸
枝下壹間半

壹本

枝下壹尺半

水鷄谷山有之

一、杉 目通式尺七寸
枝下式間

壹本

右三ヶ所普賢院持山

都合拾壹本

山城国大原勝林院役者

慶應四辰年六月

觀正院

御入木山御代官

木村惣左衛門殿
御役所

【一六】木村宗右衛門先祖書

〔表紙題箋〕
「家伝」

木村宗右衛門先祖書 全

先祖書写

先祖書

藤原姓 木村

御代官
淀川筋過書船木津川筋
上荷船御入木山支配
木村宗右衛門

家之紋 花輪違
幕之紋 花輪違
入子

右姓誰之後胤ニ而御座候哉相知不申候、本名木下ニ而御座候處、天正年中木村与相改申候、本国山城木村宗右衛門勝重惣領、

一、元祖

本国 山城
生国

木村宗右衛門勝正

母方 不相知

慶長年中、権現様伏見ニ被為遊御座、天下之御政務被遊御取行候御時、宗右衛門勝正伏見ニ在宅仕、折々御伽三茂上り、大坂五奉行与御出入之儀有之候節者、昼夜共御殿ニ相勤罷在、右之頃鯉献上仕候處、権現様御直判之御書宗右衛門勝正江被下置、只今ニ所持仕候、

御書写

節々見事之鯉到来、祝着候、猶か、殿可申候也、
〔加賀〕

五廿二日御諱御判

木村惣右衛門とのへ

一、慶長五年之秋、会津上杉景勝為御退治、関東江被為遊御向候御跡ニおゐて、伏見之御城を大坂方へ攻取可申由之刻、長束大藏小輔へ下知有之候節、河村与三右衛門・宗右衛門儀も伏見御城寄手之中江相加り可罷出と之儀ニ候得共、淀居屋敷江引込其催促ニ預り不申候、右之頃権現様大坂西之御丸ニ而被為遊御召仕候御女中佐野肥後守同道ニ而宗右衛門勝正江預

ケ置、其身者伏見御城中ニ而致討死候由、

- 一、関ヶ原之御合戦被為得御勝利、権現様天下御一統之御代与相成候節、過書之儀古来之通、無相違被為仰出、河村与三右衛門・木村宗右衛門過書中江、慶長八年権現様御朱印被下置、所持仕候、

御朱印写

條々

- 一、大坂てんほう尼崎山城川伏見上下仕過書船、御公用として年中ニ銀子貳百枚可致運上事、
 - 一、公儀御用公事船之事、如有来、川通船番折ニ仕可出之事、
 - 一、奉公人之舟ニハ運賃不可取之、但商売物於積者堅可相改、材木於積来者奉公人屋敷之内江直ニ可上之、材木屋へ遣間敷事、
 - 一、貳拾石舟之運賃銀子五文目宛可取之、舟大小雖在之、運賃者右之貳拾石舟ニ應し可取之事、
 - 一、塩肴之運賃右同前之事、
 - 一、くたり船之上米者貳わり取て下可申事、
 - 一、新過書三十疋人ニ舟壹艘宛のせ可申事、
- 右条々被定置訖、若此外舟持対商人非分於申懸者、可被加御成敗者也、

慶長八年十月二日

権現様

御朱印

河村与三右衛門

木村宗右衛門

過書中

右両人以前ニ不相替過書奉行可仕旨被仰出候、

- 一、慶長拾七年台徳院様御黒印被下置、所持仕候、

御黒印写

大坂伝法尼崎山城川伏見上下之過書船事、任去慶長い年十月二日御朱印之旨、弥不可有相違者也、

慶長拾七年三月廿一日

台徳院様

御黒印

河村与三右衛門

木村宗右衛門

過書中

- 一、慶長拾九年大坂御陣之節、板倉伊賀守殿宗右衛門江被仰聞候者、淀小橋ニ木戸柵をかまへ番人を出、往来之待相改候様ニと有之候ニ付、御差図之通、小橋下ニ番人差出置候處、上下拾人余夜中ニ罷越候ニ付、番人共とかめ候得者、柏原源左衛門と申者ニ而、板倉伊賀守殿御内用之儀、御申付罷通り候と答候ニ付、番人共承、武士方之儀者宗右衛門江相尋通、可申旨申聞候處、御急用之儀、時刻移申儀難成由ニ而押而罷通候趣、早速番人共申聞候、伊賀守殿御差図ニ而相改候所ニ申方疑敷候ニ付、宗右衛門勝正并忤孫次郎勝清人数召連、馬ニ而追懸八幡堤ニ而就着、いか様之御用ニ而通候哉与尋候所、

否応も不申源左衛門引返シ討懸り候を相防、鎧ニ而突留、首を取、引連候者共悉討取、伊賀守殿方江源左衛門首為持、右之趣申達候處、則駿府江被差上候旨ニ御座候處、権現様ニ者早駿府を被為遊御出馬、三州吉田之御城ニ而達上聞、源左衛門首被為遊上覽、御陣之御首途と被為遊御悦喜候旨、京都二条御着城之上、宗右衛門并忤孫次郎被為召出、御目見被為仰付、難有奉蒙上意候、

右源左衛門親者彦右衛門与申者ニ而、石田治部少輔方ニ而家老役相勤、濃州岐阜之城内ニ而討死仕候旨、源左衛門儀者日頃板倉伊賀守殿江茂出入仕、大坂一身之様ニ者無之處、何事哉覽惡意を企、其段露頭可仕様子故、京都を退、大坂籠城之志ニ而罷下候旨、源左衛門引連候者、諸浪人之由ニ御座候、

一、元和元年大坂御陣御出馬之節、奈良越ニ被遊御通候間、木津川御道筋ニ船橋懸可申旨、宗右衛門江被仰付、早速宗右衛門并忤孫次郎木津江罷越、船橋を懸申候、依之権現様御旗本其外御軍勢、無滞被遊御通候、其節宗右衛門御側江被為召寄、難有奉蒙上意候、

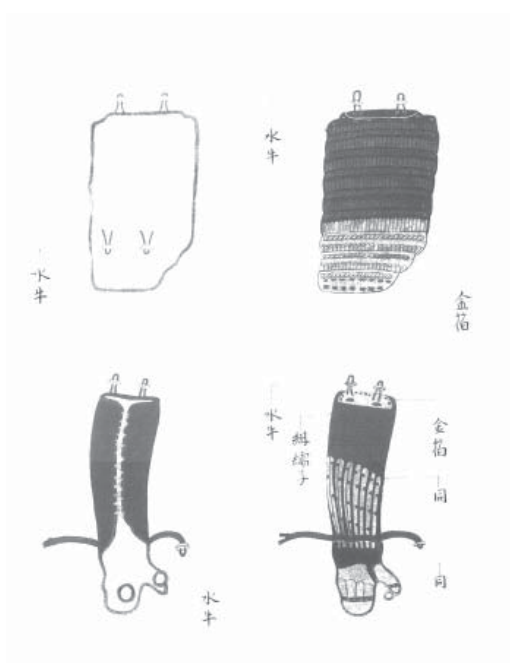
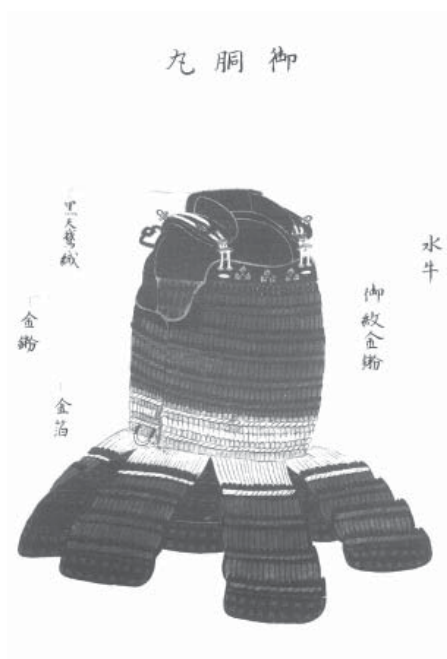
右之節、宗右衛門眼病氣罷在候處、御尋被為成下、御目葉被為下置、恐多難有奉存候段申伝置候、此舟橋御用申付候舟者、淀・一口・吐師・木津・加茂・笠置・瓶ヶ原、七ヶ所之上荷船ニ而御座候、

一、同御陣之節、山城川筋河内路之堤大坂方より夥敷切放水逆落

ニ流込、河州茨田郡大庭庄門真庄八ヶ庄拾七ヶ庄撰州矢部〔八〕榎並庄江大分水を湛、村々及洪水、御陣所之御通路御寄手御不自由ニ罷成、一旦片桐市正江水留被為仰付候得共、留り不申候故、宗右衛門江水留被為仰付、早速忤孫次郎召連右切所江罷越、所持仕候屋形船其外過書船數拾艘乗沈メ水を防、土俵竹木を以築留、其上大和川之堤切明ヶ候ニ付、湛水引落申候、依之御寄手御陣所之御通路、御自由ニ相成申候、

一、寅卯兩年大坂御陣中二条從御城、御弓御鉄砲御軍用之御道具、其外諸国より之御兵糧米備竹把諸材木等運送之儀、宗右衛門江被為仰付、船々夫々下知仕、御用無滞相勤申候、

一、卯五月八日御勝利之上、権現様被為遊御上京候節、御道中ニ而俄風雨強、御供衆中殊之外難儀ニ有之候處、宗右衛門雨具等差出申候、其節淀古城ニ而藤堂和泉守御膳差上候筈有之候處、古城江者不被為入、宗右衛門淀居屋敷江被為遊入御、御装束坏被為召替、御膳被為召上候、其刻宗右衛門并忤孫次郎御前江被為召出、御盃頂戴仕、御陣中御奉公仕候段、御悦喜被為思召之旨、難有上意を以緋威之御具足御替御兜共所々葵之并御刀信国作白木御鞆金二重御繩拜領仕、右二品共所持仕候、





長廿貳尺三寸壹步
中心四寸九步

但冲白鞘、信國有之
フ、エテ畧ス

右御成御殿之儀者正徳四年八月八日之夜、大風ニ而吹崩申候故、同月廿二日京都町奉行所江相届た、ミ置残木今ニ所持仕候、

一、京都御着城之以後、権現様台徳院様駿府江還御之前、宗右衛門并悴孫次郎二条御城江被為召出、御目見被為仰付難有奉蒙上意、柏原源左衛門討留、摂州河州之大水を防留、其外御陣中御奉公仕候儀、被為遊御悦喜候、追而御加増可被為下置旨、御内意有之、古來之通、淀川過書奉行相勤可申旨、過書船上米之儀、為家領被為下置候、且城州・河州ニ而御代官所木津川筋七ヶ所之上荷船、城州鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畑御入木山支配、前々之通無相違被為仰付之旨、土井大炊頭殿を以被仰渡候、右之前後淀ニ而町奉行同様相勤罷在候、

一、元和元卯年五月

権現様江
羽二重
五拾疋
献上仕候、

台徳院様江
くれない
拾斤
献上仕候、

一、大坂御陣中御用御茶之御道具、宗右衛門勝正江被為遊御預ケ
右之御道具淀稻葉丹後守居城京口櫓ニ入置唯今ニ至、私封印
仕置申候、

右御道具品々

一、土ふろ

壺
ツ

一、茶かま

内三ツ
ふたな
五ツ有し

一、かねの水さし	壺ツ	一、焼物油次	壺ツ
一、茶わん	拾貳	一、籠	壺ツ
一、茶うす	壺から	一、焼物はんと	壺ツ
一、炭 但箱入	三本	一、ふくへ	壺ツ
一、炭取	壺ツ	一、いろりふち	壺ツ
一、茶弁当	壺ツ	一、あんとう	貳ツ
一、火かき	貳ツ	一、茶つば	貳ツ
一、土ほうろく	三ツ	一、台子	大小 貳ツ
内壺ツひたきあり			
一、灰箱入	壺ツ	一、水船	壺ツ 内へ桶ふた入ル
一、明き箱	貳ツ	一、明き道具箱	壺ツ
一、長くらかけ	壺ツ		

以上

一、私所司代御支配請候儀者、権現様上意之趣、越谷御鷹野之節、おあちや殿^を板倉伊賀守殿江河村与三右衛門跡式之儀、御通達有之候御状之内ニ所司代御支配之儀御座候、右御状御写被成伊賀守殿^を宗右衛門江御状ニ而被仰下候、右御状式通共唯今所持仕罷在候写、

尚以文之うつし進之候間、如其御肝煎尤存候、
以上、

其以来ハ不申年々、河与三右御代官所如何可有候と、
御あちや迄文を遣候へ共、内儀^を御申越候間、文を

則御あちやさまへ遣候へハ、あと敷無相違、其所藤五郎兩人之肝煎候様ニとの御返事候間、写を申披見て、如其尤候、恐々謹言、

板伊賀守

霜月十六日

判

淀

木村惣右衛門殿
番所

おあちや殿^を板倉伊賀守殿江御状写

かへすくうへさまの御きけんよく御入候、
御心やすくそんしめしまいらせ候、なにゝても
御ようの事候ハ、御申入候へく候、めてたく
かしく、

文まいらせ候、かすくうれしく思ひ候へく候、
まつくうへ様よのつね御そくさい様にて、いま
ほとこしかいニならせられ、日々に御たか野なされ
て、かりやすく思しめしまいらせ候、そのはうにも、
何事御入候ハす候よし、めてたくおハしました候、又
よとの与三右衛門あとの事申上候へハ、あとしきの
事ハ、そうい御さ候ハす候、まこ二郎もこなたの
物候へく候まゝ、まこ二郎ニそこもとまつしはい
たし候へとのきよい候へく候、とう五郎事もよく申

上候、ふたりの物とも御申つけなされ候ハんとそん
し候、めてたくかしく、

うつし

十一月六日 こしかいゝ

いたくら

いかの守殿へ、あちや

三日

候へく候、

慶長拾九年元和元年大坂御陣兩年共、宗右衛門父子御奉公相
勤申候得共、古来^ゝ兩人ニ而過書支配仕来候間、同役被仰付
被下度旨、伊賀守殿江申上候処、其段御申上ニ而角倉与一を
同役被為仰付候、右宗右衛門元和二辰年十二月廿二日病死
仕、年齢相知不申、京都東山一心院江葬、

勝正妻 有無不相知、

勝正惣領 譜末ニ有之候、

勝正惣領

孫次郎

隠居仕宗順

木村宗右衛門勝清

一、二代目 生国 山城

母方 不相知

慶長拾九^寅年二条於御城、権現様江父宗右衛門勝正一緒ニ御
目見仕候、元和元卯年五月八日御勝利之上、権現様被為遊御

上京候節、宗右衛門勝正淀居屋敷江被為遊入御候砌、父宗右
衛門勝正一緒ニ御目見御盃頂戴仕候、京都御着城之以後、権
現様台徳院様駿府江還御前、父宗右衛門勝正一緒ニ御目見被
仰付、難有奉蒙上意候、元和二辰年月日不相知家督御役儀共、
父宗右衛門之通被仰付、同三巳年八月廿八日従台徳院様知行
御書替之御朱印頂戴仕、今以持伝罷在候、

御朱印写

山城国勝龍寺神足両村之内七拾石、同国淀郷内三拾
五石、摂津国御願塚之内八十石、都合百八拾五石事、
如前々可全知行者也、

元和三

八月廿八日

御朱印

木村惣右衛門殿

寛永六巳年

大はく 壹斤
くれない 壹斤

献上仕候、

寛永三寅年

台徳院様 御上洛之節、粽献上仕候、且又御賄御用相勤、
大猷院様

同年九月廿四日 御紋附御小袖式ツ 一ツそめ
一ツあや

同御羽織壹けんしゅちん拝領仕候、

寛永六巳年

大はく 壺斤 献上仕候、
くれない 壺斤

明暦二申年正月願之通、隠居被仰付、宗順与相改、万治元年三月廿九日七拾三歳ニ而病死仕、城州淀誓用院江葬、

勝清妻 役儀相知不申候、別所孫次郎名乗不知娘

勝清惣領 木村孫次郎勝俊
正保元申年正月七日三拾六歳ニ而病死仕候、

勝清養子 譜末ニ有之候、

勝清女子 養子
木村惣右衛門清治妻

一、三代目 生国 武藏

母 養母 別所孫次郎娘
実母 不相知

木村惣右衛門清治
孫次郎

木村宗右衛門勝清養子
筋方相不知
嶋藤左衛門名乗不相知次男

右惣右衛門儀、続相知不申候、明暦二申年正月父宗右衛門隠居願之通被仰付、家督御役儀共、如父時被仰付候、参府御目見仕候儀、留書無御座候處、四代目源之助清真元禄十六未年四月参府仕候節、寛文八年六月十三日、寛文拾二年六月廿九日御暇被下候節、父惣右衛門并源之助儀者部屋住ニ而兩人共、御羽織御時服拝領仕候段申上候處、仙石伯耆守と書付を以、窺相成候趣、源之助江被申聞候付、則写取候伺書写、

覚

木村惣右衛門
同 源之助

右兩人寛文八申年六月十三日御暇被下候節、父子共ニ時服二御羽織拝領仕候由、源之助申候得共、御納戸ニ者相見不申候、

木村源之助

寛文十二年六月廿九日御暇被下候節、時服二御羽織拝領仕候由、御納戸控相見申候、

一、天和二戌年御暇之節者、父子共ニ拝領物不仕候、

五月

一、延宝元丑年禁裏炎上ニ付、御仮殿御普請奉行相勤申候、尤何方ニ而被仰付候哉相知不申候、并御褒美拝領物有無相知不申候、

一、延宝五巳年法皇御所女院御所御仮殿御普請奉行、平野猪兵衛惣右衛門兩人江被仰付、無滞相勤、為御褒美金式枚宛拝領仕候、尤何方ニ而被仰付候哉、并拝領物仕候月日相知不申候、右惣右衛門元和元酉年三月五日五拾三歳ニ而病死仕、城州淀誓用院江葬、

清治妻 木村宗右衛門勝清娘

清治養子 譜末ニ有之候、

清治女子 養子
木村源之助清真妻

木村惣右衛門清治養子
大御番頭
松平豊前守勝義末子

隱居仕如水

木村源之助清真

一、四代目 生国 武藏

母 養母 家女
実母 家女

右源之助儀、続相知不申候、寛文十二年四月廿八日御納戸構ニ而青銅百匹献上、嚴有院様江御目見仕、同年六月廿九日躰躰之於御間御暇被下、御紋附御羽織同御時服式ツ拝領仕候、天和元酉年十二月廿三日家督被仰付、淀川筋過書船木津川筋上荷船御入木山支配被仰付、御代官之儀者相勤不申候、天和式戌年五月廿八日御納戸構ニ而青銅百匹献上、常憲院様江御目見仕、同八月朔日躰躰之御間ニ而御暇被下、拝領物無御座候故奉願候処、其砌朝鮮人来朝ニ付、御用多節故、重而御礼罷下候節、先格之趣相違有間敷旨、大目附衆被申聞候、元禄十六未年四月廿八日御納戸構ニ而青銅百匹献上、常憲院様江源之助并忤孫次郎御目見仕、同六月五日躰躰之御間ニ而御暇被仰付候節、御紋附御時服二ツ源之助拝領仕候、忤孫次郎儀者拝領不仕候、正徳元卯年百石以下之面々、知行之御朱印御改ニ付、松平紀伊守殿拝見可被成ニ付、同二辰年二月差出候書付之写、

覚

台徳院様御朱印元和三年

此高百八拾五石

祖父

木村惣右衛門頂戴

内

一、七拾石

一、三拾五石

一、八拾石

城州乙訓郡

勝龍寺村之内

城州紀伊郡淀郷之内

納所村之内
水垂村之内

摂州川辺郡

御願塚村之内

右之外拝領地無御座候、御朱印高百八拾五石与御座候、然共知行高式百石与前々申上来候、何頃奉願式百石之高被成下候哉此訳相知不申候、御朱印ニ勝龍寺神足両村内与御座候得共、此場所茂勝龍寺村計ニ而神足村ニ者無御座候、以上、

正徳式壬辰年二月

木村源之助 印書判

安藤右京亮
松平備前守 宛

私拝領地之儀、御朱印高百八拾五石与御座候、然共前々式百石之知行高ニ申上来候、此度ハ御改ニ付、御書付被下候儀ニも御座候者、高式百石ニ被成下候様奉願度奉存候、以上、

正徳式壬辰年二月

木村源之助 印書判

同年三月十四日御朱印紀伊守殿拝見被成、此中差出候書付共、江戸江御下シ可被成、尤之書付ニ思召候旨被仰聞候、正徳二辰年五月十三日願之通隠居被仰付、剃髮仕如水与相改、享保

十六亥年三月四日七拾九歳ニ而病死仕、京都東山一心院江葬、

清真妻 木村惣右衛門清治娘

清真惣領 譜末ニ有之候、

京都相国寺塔頭

清真次男 光源院住職実名不知

右光源院儀、禪宗師匠并右寺住職仕候年月不相知、

宝曆三酉年十二月廿四日病死仕候、

京住浪人ニ而罷在候

清真三男 木村丹治

元文二年四月十日病死仕候、

清真女子 早世仕候、

孫次郎
隠居仕秋山

木村宗右衛門芳経

一、五代目 生国 山城

母 家女

元禄十六未年四月廿八日御納戸構ニ而青銅百疋献上、常憲院様江父源之助一緒ニ初テ御目見仕、六月五日躑躅之御間ニ而御暇被下、拝領物不仕候、父源之助儀病身ニ付、宝永七寅年五月廿六日御用向諸証文ニ私加印ニ而差上申度旨、父源之助相願候処、勝手次第ニ可仕旨、同年六月十一日被仰渡、宝永六丑年御代替ニ付、為御礼源之助参府可仕候、病身ニ罷在候ニ付、孫次郎参府仕御礼申上度段、宝永七寅年八月奉願、同年十一月朔日御納戸構ニ而于鯛一箱献上、文照院様江御目見仕、同年十二月廿七日躑躅之御間ニ而御暇被下、御紋附御羽

織同御時服式ツ拝領仕候、正徳二辰年五月十三日父源之助願之通隠居被仰付、家督御役儀共如父時被仰付、享保八卯年五月十五日于鯛一箱献上、有徳院様江御目見仕、同年五月廿三日躑躅之御間ニ而御暇被下、御紋附御時服式ツ拝領仕候ニ付、御先格之通御紋附御羽織頂戴仕度段相願候所、御俟約等之御時節故、重而参府之節、先格之通相願可然旨、大目附太田備中守被申聞候、

一、元文三年十月十九日於所司代、江州坂本御宮廻り御修覆御普請奉行角倉與一宗右衛門兩人江被仰付、無滞相勤、元文四年五月廿六日為御褒美御時服式宛拝領仕候、右宗右衛門延享四卯年九月三日願之通隠居被仰付、剃髮仕秋山与相改、宝曆四戌年九月十二日七拾六歳ニ而病死仕、京都東山一心院江葬、

芳経妻 節目不相知、

芳経惣領 木村孫次郎勝摺

元文四巳年八月十四日十三歳ニ而病死仕候、

芳経次男 早世仕候、 木村金之助

実一条御城御殿預り三輪七之助光久娘
織田山城守家来

芳経養女子 生駒主水道綱妻

芳経養子 譜末ニ有之候、

養子

芳経女子 木村宗右衛門勝之妻

木村宗右衛門芳經養子

京住浪人

木村丹治次男

幼名 源太郎
源之助

一、六代目 高式百石

山城之内 本国山城
撰津之

木村宗右衛門勝之
当主六十二歳

母 養母 筋目不相知
実母 筋目不相知

私儀延享四丁卯年九月三日養父宗右衛門隱居願之通被仰付、

跡式被下置、淀川筋過書船并木津川筋上荷船御入木山支配可

相勤旨被仰付、宝曆六子年四月朔日御納戸構ニ而于鯛一箱献

上、淳信院様江初テ御目見江仕、同年四月廿一日躑躅之御間

ニ而御暇被仰付、御紋附御羽織同御時服二ツ拝領仕候、寛政

式庚戌年五月廿五日於所司代、三百石高御代官被仰付、過書

船差配等之儀者、是迄之通可相心得旨被仰渡、御入木山支配

茂如前々相勤罷在候、

一、天明八申年禁裏其外御所々炎上ニ付、御造営御材木淀川運送

御用、寛政元酉年二月廿一日御造営御普請会所ニ而角倉與一

私江被仰付、無滞相勤、寛政三亥年正月十五日於所司代、為

御褒美銀式拾枚宛拝領仕候、

一、歳暮御祝儀白紗綾十卷、角倉與一私兩人ニ年々献上仕候、右

者何頃ニ献上仕候哉年曆相知不申候、

妻

木村宗右衛門芳経娘

実子惣領

木村源之助

娘

松平甲斐守家来

柳沢権太夫昌鷹妻

娘

老入

私手前ニ罷在候

右之通御座候、以上、

寛政三辛亥年八月

御代官
淀川過書船木津川筋
上荷船御入木山支配
木村宗右衛門 判

【二七】奉歎願口上書

(表紙)
「奉歎願口上書

木村宗右衛門

」

奉歎願口上覚

私家筋之儀者、代々皇都或者淀表ニ住居仕、代々時之政所ニ随

奉公仕来候處、前幕府先般之次第柄何共奉恐入候、私儀是迄之儀

□悟仕候間、身分相応之御奉公被為仰付被下候様、奉歎願可相成

御儀ニ御座候ハ、前々ニ取扱馴候淀川過書船木津川上荷船并御

入木山支配仕、代々代官役相勤候間、出格之以御憐愍右淀川過書

船支配其外共、只今迄之通被為仰付被下置度旨、当正月中奉願上

候處、同月廿五日御取締御役所ニライテ、御代官并淀川過書船木

津川上荷船御入木山支配共、是迄之通被仰付候旨御達有之、難有

仕合奉存候、然ル處当二月六日參與御役所ニおゐて、淀川筋諸船

取締方惣而自今御差免之旨、御書付ヲ以被仰渡候、右ニ付猶奉歎

願候儀者奉恐入候得共、一体過書船支配之儀、年曆不相分往古^と相勤、右船之内手續今井船^と唱候小船者、祖代造立禁裏御用魚荷積登、當時下請之者、日々運送罷在候、依テ惣名手船^と申伝候、一、淀川筋船之上米^と唱、運上銀錢相納候分、祖代^と家領^として頂戴仕、右之内過書座方江配^といたし遣候事ニ御座候、

一、天正年中享保年中両度之類焼ニ而諸書物焼失仕、睨^と不相分候得共、天道船之儀、往古天皇御乘船相成、右を以天道船^と相唱候由伝承仕候、且延宝年中以来、御所表御普請且御凶事御用等、度々相勤候儀御座候、往古^と引続当節迄支配仕候ニ付、可相成御儀ニ御座候ハ、格別之御憐愍を以、是迄之通支配被仰付被成下候ハ、重々難有仕合此上共可奉励忠勤旨、先達中奉願上候、然ル處今般大坂行幸ニ付、高瀬^と大坂迄御荷物万端運送御用、角倉與一私江被仰付候間、遲滞不仕様可相勤旨被仰渡候ニ付、乍不及私精々御用弁取計可仕^と奉存候、然ル處何分支配外之者江御用申付取計候ニ付、自然於下方ニ等閑之儀共御座候而ハ、何共奉恐入候間、可相成御儀御座候ハ、右行幸以前ニ前々之通、支配蒙仰候様仕度、此段猶又奉歎願候、以上、

辰三月

木村宗右衛門

過書船支配之儀、先般御差免被仰付候付、是迄之通支配被仰付被成下度旨、去月廿一日歎願仕候之處、翌廿二日木津川上荷舟御入木山支配之儀ハ、是迄之通可取扱旨、淀川過書船之儀ハ、追テ御沙汰可有之段、御付紙ヲ以被仰渡候、然ル處是迄同役角倉與一儀

ハ、過書船并伏見新舟大坂内川船之総テ一手支配被仰付候旨、吹聴申越候、私方之儀ハ、祖代年曆不相分、從往古過書船支配仕來候儀ニ付、何卒格別之御憐愍ヲ以、右支配被仰付被成下度奉存候、此段奉歎願候、以上、

辰三月

木村宗右衛門

【二八】奉窺候覺

奉窺候覺

私儀、今般旧祿石高現米式百俵被為宛行候旨、被仰渡、難有仕合奉存候、右請取方ノ儀、如何相心得可申哉、此段奉窺候、以上、

巳四月十四日

雀部鍊之進触下

上士

木村宗右衛門

弁事
御役所

【二九】奉再願候書付

奉再願候書付

私之知行高式百石内、百石余城州乙訓郡ノ内、八拾石摂州川辺郡ノ内ニ有之、身分ノ儀ハ、昨春以来不相替御用被仰付、難有相勤

罷在、去辰年八月中、京都府へ本領安堵ノ儀奉願候得共、急速御沙汰無御座候二付、猶又同九月十月中兩度、追々收納時節二差同候間、早々御下知御座候様、奉願候得共、御沙汰無御座、猶同十二月中、段々難渋申上、当年之知行收納ノ分、取立候テモ不苦哉ノ旨、奉伺候處、御付紙ヲ以、本領安堵ノ儀、願出候得共、御評議未相済、難渋ノ旨ニ付、先当年ノ處ハ、山城国内元知行所ノ分收納取立不苦、摂州知行所ノ分ハ、於当府難及沙汰旨、御下知相成候二付、山城国内ノ分收納取立申候處、右地所全体水腐勝ノ場所ニ有之候處、昨辰年ノ儀ハ、別テ水損多ニテ、纔米七石余ノ收納米連モ難取続、不得止当巳年正月中、京都府御振合ニ準ヒ、大坂府へ摂州之知行所、昨辰年收納取立不苦哉相伺候處、御付札ヲ以、書面之趣、行政官へ願済ノ上、同官ヨリ御下知無之内ハ、於当府難取計旨、御下知ニ相成、殆当惑仕、猶又京都府へ再度歎願中、今般旧禄石高現米式百俵被為宛行候旨、被仰渡、難有仕合奉存候、此上歎願ケ間敷儀奉申上候ハ、何共恐多奉存候得共、從來借財多ノ處、養父初家族多ニテ、別テ昨年来必至難渋活計ノ程、無覺束場合ニ至リ、無余儀親屬好身ノ者へ、合力融通等相願取続居候處、今般式百俵頂戴ノ上ハ、夫々返弁方取計不致候ハテハ難相済、既ニ御当地同席共ノ内、昨辰午之知行所收納皆取立仕候者モ有之趣、及承候間、可相成御儀ニ御座候ハ、摂州之知行所八拾石、昨辰年分收納仕度、何卒出格ノ御評議ヲ以、右願之通被仰付被成下候様、偏ニ奉願上候、以上、

巳六月二日

弁事
御役所

雀部鍊之進触下

淀川過書船

木津川上荷船掛り

御入木山

土士 木村宗右衛門

願之趣、大坂府へ相達置候間、同府へ可伺出事、

六月四日

【二〇】奉再願候書付

上土木村宗右衛門ヨリ別紙之通、願立候ニ付、朱書之通、差図ニ及置候間、伺出候ハ、願之通辰年收納引渡御取計可有之候也、

六月五日

大阪府御中

御留守
弁事

願之趣、大坂府ニ相達置候間、同府江可伺出事、

奉再願候書付

一、私元知行高式百石内、百石余城州乙訓郡之内、八十石摂州川辺郡之内ニ有之、身分之儀ハ、昨春以来不相替御用被仰付、難有相勤罷在、去辰年八月中、京都府江本領安堵之儀、奉願

候得共、急速御沙汰無御座候付、猶又同九月十月中兩度、追々
收納時節ニ差向候間、早々御下知御座候様、奉願候得共、御
沙汰無御座、猶十二月段々難渋申上、当年元知行收納之分取
立候ても不苦哉之旨、奉伺候處、御付紙を以、本領安堵之儀、
願出候得共、御評議未々相済難渋之旨ニ付、先当年之處ハ、
山城国内元知行所之分收納取立不苦、摂州知行所之分ハ、於
当府難及沙汰旨、御下知相成ニ付、山城国内之分收納取立申
候處、右地所全体水腐勝之場所ニ有之候處、昨辰年之儀者、
別而水損多ニ而、纔米七石余之收納米込も難取続、不得止当
巳年正中中、京都府御振合ニ準ヒ、大坂府江摂州元知行所、
昨辰年收納取立候而も、不苦哉相伺候處、御付紙を以、書面
之趣行政官江願済之上、同官より御下知無之内ハ、於当府難
取計旨、御下知相成、殆当惑仕、猶又京都府江再度歎願中、
今般旧禄石高現米式百俵被宛行候旨、被仰渡、難有仕合奉存
候、此上歎願ケ間敷儀奉申上候ハ、何共恐多奉存候得共、從
來借財多之處、養父初家族多ニ而、別紙昨年来必至難渋、活
計之程無覺束場合ニ至、無余儀親屬好身之者江、合力融通等
相頼取続居候處、今般式百俵頂戴之上ハ、先之返弁方取計不
致候而者難相済、既ニ御当地同席共之内、昨辰年元知行所収
納取立仕候者も有之趣、及承候間、可相成御儀ニ御座候ハ、
摂州元知行所八十石、昨辰年分收納仕度、何卒出格之御評議
を以、右之通被仰付被成下候様、偏奉願上候、以上、

巳六月二日

弁事御役所

雀部録之進触下
木村宗右衛門

願之趣、大坂府へ相達置候間、同府へ可伺出事、

上土木村宗右衛門ヨリ前紙之通、願立候ニ付、朱書之通差図ニ及
置候間、伺出候ハ、願之通辰年收納引渡御取計可有之候や、

六月五日

御留守
弁事

大阪府
御中

【二二】 奉再願候書付

奉再願候書付

一、私儀去月十七日嘆願書ヲ以、昨辰年收納米代御下渡被成下置
候様、奉願候處、御落手被成下、難有仕合奉存候、然ル處、
御多繁不顧、奉再願候儀、深奉恐入候得共、兼テ奉申上候通、
從前大借難渋者家族多ニ罷在候處、諸物価高直ニテ、昨今実々
必至難渋仕候間、何卒出格之御憐愍ヲ以、急速御下渡被成下
候様、御取計之程、偏ニ奉願上候、清水儀吉ヨリ借請金返納
方之儀ハ、角倉興一申談、精々抄取候様、為仕可申候間、此
段奉再願候、以上、

巳十一月四日

留守官
御伝達所

雀部鍊之進触下
上士
木村宗右衛門

Kozue TAGUCHI, Koji MATSUSHITA, Hideo UNO: Old Documents on Forestry and Forest Products in Ohara, Kyoto, Japan (2): Documents related to Kimura Sohemon, Magistrate of *Gonyubokuyama*

Ohara is located north of Kyoto City, and long provided firewood to downtown Kyoto, until the 1950s. The previous article (1) introduced old documents concerning the production and sale of firewood from the Edo Period until the early Meiji Period. This article (2) introduces 21 old documents related to Kimura Sohemon, the Governor of the Forest in Ohara through the Edo Period until the beginning of the Meiji Period.

As a retainer and magistrate (*Daikan*) of the Edo government, the head of the Kimura family has taken the name Kimura Sohemon for generations. Together with the Suminokura family, they held the concession on the boats sailing the Yodo River between Osaka and Kyoto. The family was also put in charge of forests in several villages around Kyoto, and the forests under the control of the Kimura family were called *gonyubokuyama*. The trees growing in *gonyubokuyama* included *sugi* (Japanese cedar), *hinoki* (Japanese cypress), and *matsu* (Japanese red pine), which were designated as *goyoboku*, and it is thought that the villagers could not cut these species without permission.

Kimura Sohemon occasionally made inspection tours of *gonyubokuyama*. Documents regarding these tours have been preserved and include Documents 1 through 16. Document 7 is a villager's record of the preparation for one such tour and what happened during the tour. Documents 1, 5, 8, 12, and 13 reveal the miscellaneous expenses that the villages had to bear for the tours, and how they shared the expenses. Documents 2-4, 6, 9-11, 14, and 15 document *goyoboku*, listing each tree with its location, the name of the villager or temple in charge, and the species. Some of the documents include the height of the lowest branch and circumference at eye-height.

Documents 17 to 21 concern the Kimura family. Document 17, which was written in 1791, describes the history of the family. It refers mainly to deeds of arms and blood relationships of the family, but it also shows that the family was already in charge of the forests in the early Edo Period. The family control over the forests ended in the Meiji Period. Documents 18-21 are petitions submitted by the family at the beginning of the Meiji Period, when the family suffered economic hardships.